

政務調査費

研修費

Ⅲ-10

議員の中には、研修費という費目ではほぼ毎日のように会費を支払い飲食を伴う定期的な会合に、年間1,129,000円、または713,243円にもなっている議員もいる。この点、政務調査費の手引きによる運用指針では「研修会などに付随する懇談会であって、会費の額が明確かつ社会通念上妥当な範囲の場合に限り、懇談会費を充当できる。ただし、5,000円を限度とする。」とある。この運用指針を限界まで利用して、飲食を伴う定期的な会合に毎日会費を支払ったと考えられる。複数の議員がこのように多くの会合の会費を計上しており、ただちにこの点が運用指針を逸脱したとは認められないものの、ほぼ毎日の会合の会費を政務調査費に計上することが相当であるとの確信には至らなかった。議員は、こうした疑問を払拭するため、研修会等が主体である会費であること、また果敢に関する充実した意見交換が行われたことを書面により詳細かつ具体的に明らかにすべきである。また、年間の会費を1年に1回納め(18件774,000円うち政務調査費充当額387,000円)会費支払月以外は活動記録簿がなく会合への出席が確認できないため政務調査費から支出することが妥当でないものもある。

研修費については、収支報告書の訂正を05議員が625,000円減額し、06議員が713,243円減額し、07議員が240,000円減額した。この結果05議員は、平成21年11月30日に564,951円山梨県へ返金したが、06議員と07議員は訂正後の支出額が交付額よりも多いため返金はなかった。

05議員の研修費は、ほぼ毎日定期的な会合への会費支払があり、年間1,129,000円になっている。その概要は次のとおりである。

全の名称	会費の総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A会	15,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
B会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
C会	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
D会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
E会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
F会	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
G会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
H会	90,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
I会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
J会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
K会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
L会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
M会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
N会	33,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
O会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
P会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
Q会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
R会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
S会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
T会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
U会	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
総額	1,129,000円	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

上記研修費に計上した1,129,000円のうち、625,000円(上記■の部分)は過大であったといふことで、収支報告書の訂正が平成21年10月26日に行われた。

当初政務調査費 2,820,049円 過大費用計上額 625,000円 = 2,195,049円 政務調査費 返納額

交付額 2,760,000円 - 2,195,049円 = 564,951円

06議員の研修費もほぼ毎日定期的な会合への会費支払があり、年間713,243円になっている。その概要は次のとおりである。

会の名称	会費の総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
B会	5,000	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444
C会	5,000	5,000	5,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
D会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
E会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
F会	5,000	185	185	185	185	185	185	185	185	185	185	185	185
G会	3,000	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
H会	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
I会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
J会	3,000	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333	333
K会	5,000	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
L会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
M会	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
N会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
交通費	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
総額	713,243円	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

上記研修費に計上した713,243円(全額)は政務調査費に充当しないこととして、平成21年10月22日付けで訂正された。但し、06議員の場合は当初収支報告書の支出合計が3,983,366円であり、713,243円を控除しても3,270,123円の支出であり、交付額の2,760,000円を超えるため、山梨県への返納額は発生しない。

政務調査費

上記年賀ハガキの議会報告の印刷代は21年1月15日A社に99,240円(11,100枚分の印刷代)を支払っている。「21年1月27日購入の2,000枚の印刷代はいづつ支払っているのですか。」と確認したところ次の回答が得られた。

「印刷代の支払日21年1月15日の後にハガキを購入している点については、印刷時にハガキが不足したため、とりえず印刷業者にハガキを用立ててもらい、後日ハガキで返還したことによるものです。」とのことであった。

印刷業者にハガキを用立ててもらった分を後日ハガキの現物で返還すると業者はそれを現金化するためには1枚5円の手数料を郵便局にとられるため、2,000枚で10,000円の手数料がかかり手取90,000円ということになる。年賀ハガキの内容については、春夏秋冬に県議会の主な議案を4つづつ分けて記載してあった。

山梨県の県議会議員に対する費用弁償は、平成20年12月31日まで招集地から居住地までの路程の距離により日額10,000円から14,400円が、①本会議に出席した日、②委員会に出席した日、③前二号に掲げる日のほか議案調査等に要する日であって知事が別に定める日(議事堂への登庁を問わず)に支給されていた。しかし、一部議員は②の委員会出席日、③の議案調査日に1日10,000円から14,400円の日額が費用弁償という形で支払われているにも関わらず、さらに高速道路料金やガソリン代(37円/km)が政務調査費として請求され、支払が行われているものがあつた。つまり費用の2重払いが行われていた。なお、平成21年1月1日以降は費用弁償の支給方法が改められ、活動の実態に応じ1km当たり37円で精算されている。

改正前(平成20年12月31日まで)

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の別表第二(第四条関係)

(平九条例八・全改)

招集地から居住地までの路程の区分	日 額
路程 5 キロメートル未満	10,000 円
路程 5 キロメートル以上 30 キロメートル未満	11,100 円
路程 30 キロメートル以上 60 キロメートル未満	13,300 円
路程 60 キロメートル以上	14,400 円

支給対象「経費」	支給対象「日」
日当相当分(10,000円) +	① 本会議に出席した日
交通費相当分(距離に応じて、幾つかの段階を	② 委員会開催日で出席した日
定額支給(0円、1,100円、3,300円、4,400円)	③ 議案調査日(議事堂への登庁を問わず)

定例会会期中に費用弁償を受けているにも関わらず、さらに政務調査費で高速代を支払った事例

16議員の平成20年度に発生した以下6日間の政務調査費は、費用弁償との2重払いである。

6月定例会会期並びに議事予定(6/25~7/9)	
月日(曜日)	費用弁償
6/26(木)	13,300円
6/27(金)	13,300円
	1,400円(高速代)
	1,100円(高速代)
	1,800円(高速代)
9月定例会会期並びに議事予定(9/25~10/9)	
月日(曜日)	費用弁償
9/26(金)	13,300円
10/7(火)	13,300円
10/8(水)	13,300円
	1,050円(高速代)
	1,600円(高速代)
	1,600円(高速代)
	1,800円(高速代)
	総合調整日

政務調査費

Ⅲ-13

17 議員の平成 20 年度に発生した以下 5 日間の政務調査費は、費用弁償との 2 重払いである。

12月定例会会期並びに議事予定 (12/4～12/18)		
月日 (曜日)	費用弁償	政務調査費 1,600 円(高速代)
12/8 (月)	13,300 円	議会調査日 議会調査日

4月22日 常任委員会		
月日 (曜日)	費用弁償	政務調査費
4/22 (火)	13,300 円	2,440 円(高速代) 常任委員会

6月定例会会期並びに議事予定 (6/25～7/9)		
月日 (曜日)	費用弁償	政務調査費
6/26 (木)	13,300 円	4,810 円(高速代) 議会調査日
6/27 (金)	13,300 円	5,600 円(高速代) 議会調査日

9月定例会会期並びに議事予定 (9/25～10/9)		
月日 (曜日)	費用弁償	政務調査費
9/26 (金)	13,300 円	1,220 円(高速代) 議会調査日

12月定例会会期並びに議事予定 (12/4～12/18)		
月日 (曜日)	費用弁償	政務調査費
12/8 (月)	13,300 円	1,040 円(高速代) 議会調査日

部分が費用の 2 重払額である。

なお、平成 21 年 1 月 1 日以降は費用弁償の制度を県民に分かり易く、かつ理解を得られ易くするために、①日当相当分の支給廃止、②交通費相当分の定額制を改め実費支給とする、③支給対象日を実際に議会に出席するため旅行した日とする(議案調査日等の正規の議会活動日以外の日の活動は、政務調査費による公費負担とする。)ように改めた。

改正後 (平成 21 年 1 月 1 日より)
山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の別表第二 (第四条関係)
(平二〇条例五九・全改)

職名/区分	鉄道賃	車賃	宿泊料 (一夜につき)
議長	運賃及び当該乗車に要する料金	1 キロメートルにつき 37 円又は実費額	実費額 (その額が 14,800 円を超える場合)
副議長			14,800 円を超えない場合
議員			14,800 円

6 月定例会議会 (6 月 25 日から 7 月 9 日まで) 期間中において山形県のさくらんぼ観光を調査するため、会期中に山形県の A 旅館・宮城県の B 旅館の宿泊代及び山形県までの交通費 56,730 円を政務調査費でもらい、一方山形県に出張した 6 月 27 日は、費用弁償として 1 日 11,100 円が支払われていた。議会の会期中、費用弁償が 1 日 11,100 円支払われ、さらに政務調査費が支払われていることは議員に対する費用の 2 重払いである。

6 月定例会議会及び、18 議員が山形へさくらんぼ観光を調査した日程は次のとおりである。

月日	曜日	議事予定	費用弁償	政務調査費
6 月 24 日	火	知事議案上程	11,100 円	
6 月 25 日	水	議案調査日	11,100 円	
6 月 26 日	木	議案調査日	11,100 円	
6 月 27 日	金	議案調査日	11,100 円	山形へさくらんぼ観光調査 56,730 円
6 月 28 日	土	議案調査日	11,100 円	
6 月 29 日	日	議案調査日	11,100 円	
6 月 30 日	月	議案調査日	11,100 円	
7 月 1 日	火	議案調査日	11,100 円	
7 月 2 日	水	議案調査日	11,100 円	
7 月 3 日	木	議案調査日	11,100 円	
7 月 4 日	金	議案調査日	11,100 円	
7 月 5 日	土	議案調査日	11,100 円	
7 月 6 日	日	議案調査日	11,100 円	
7 月 7 日	月	議案調査日	11,100 円	
7 月 8 日	火	議案調査日	11,100 円	
7 月 9 日	水	議案調査日	11,100 円	

費用弁償の対象日に県外出張した場合、その出発前や帰県後、あるいは調査研究活動の合間に議案調査を行うことは否定できない。したがって、費用の 2 重払いとは断定できないが、そのような評価を避けるために、具体的にどのような議案調査を行ったのか、議員にはより高度な説明責任があるものと考えられる。

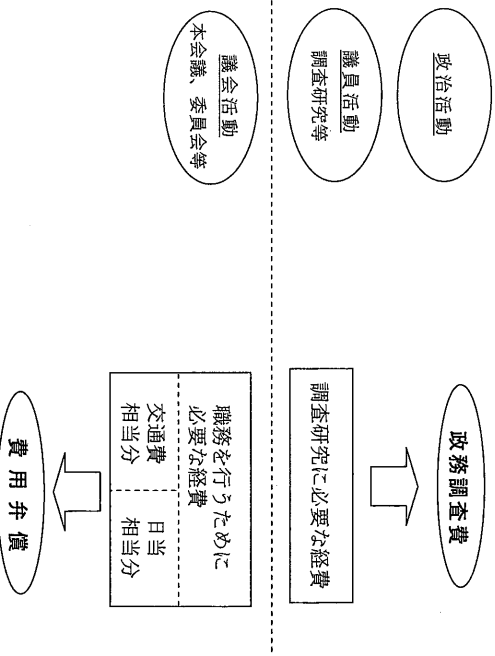
政務調査費

政務調査費で支払われている内容は、次のとおりである。

費目	経費の内容	金額	按分率	充当金額
交通費	甲府・東京間の往復料金	5,800円	100%	5,800円
交通費	東京・さくらんぼ期間の往復料金	21,330	100%	21,330
宿泊費	18議員のA旅館宿泊代 (6月26日領収日)	37,800		14,800
宿泊費	山形の友人に同行してもらったため、B旅館の宿泊代 (6月26日の領収日)	41,400		14,800
合 計				56,730

の部分は、宿泊代が1日37,800円かかったとしても規定により1泊14,800円が限度であるため、政務調査費としては、14,800円が県費から支払われる。

(参 考) 費用弁償と政務調査費との区分



費用弁償の日当相当分は、議会活動において、実際に要した費用(議案調査費、議会待機費、諸雑費)を定額で算定して弁償するもの。

政務調査費は、議員活動のうち調査研究に要する経費の一部に充当するもの。一方費用弁償の日当相当分は、議会活動に要する経費の全額を弁償するもの。

政務調査費で、コピー機をリースで調達し、リース料総額が141万円(税込)になるものがある。これは、資産形成につながる備品であり、政務調査費は、本来調査研究活動に要する費用を充当するもので調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。自動車の場合、政務調査費で支払が可能なガソリン代のように高額なコピー機の場合、政務調査費で支払が可能なものは、コピー機のカラント料、コピー用紙代と考えるべきである。

コピー機をリースで調達し、政務調査費でリース料を支払っている概要は次のとおりである。

議員名又は会派	リース物件	月額リース料と支払回数	リース料総額(税込)	リース開始日
日本共産党	imgagio Neo 250 モデル 765	23,625円×60回	1,417,500円	平成20年2月1日
19議員	富士ゼロックス複合機	12,390円×60回	743,400円	平成20年7月24日
19議員	印刷機	21,000円×60回	1,260,000円	平成18年5月31日
20議員	ユニカミノルタ複合機	12,495円×48回	599,760円	平成19年8月27日
21議員	imgagio Neo g245 モデル 765 (注)	30,345円×60回	1,820,700円	平成16年8月1日

(注)リース物件は、21議員の配偶者が代表をしているA会社が契約の当事者である。

山梨県議会における政務調査費の「使途基準の運用指針」では、次の1～5のように定められている。

1. 充当の原則

政務調査費は、原則的には調査研究活動に要する費用に充当するものであり、調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。このことから、備品、消耗品の購入に政務調査費を充当する場合にあつては、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定するものとし、その購入価格についても、政務調査費を充当する備品という観点から常識的に判断されるべきものである。

2. 備品

資産形成につながる備品には充当しない。ただし、調査研究活動に直接必要なパソコン、印刷機等は社会通念上妥当な範囲であれば充当できる。

3. 自動車の維持管理費

- (1) 自動車の購入費は充当しない。
- (2) 車検に要する経費、保険料、税、修理代等の自動車の維持管理に要する経費は充当しない。

政務調査費

広報費

Ⅲ-15

4. 備品 (購入費・リース料)、通信費、消耗品の按分
備品購入費・リース料、通信費、事務用消耗品は、使用頻度、通話時間などの使用実態に応じて按分する。

なお、電話料、事務用消耗品を実態により明確に按分ができない場合は次の割合を限度として充当することができる。

区分	割合
・ 固定電話	1/2 (自宅兼用事務所の場合：1/4)
・ FAX 使用料	1/2 (自宅兼用事務所の場合：1/4)
・ インターネット接続料	1/2 (自宅兼用事務所の場合：1/4)
・ 携帯電話料	1/4
・ 事務用消耗品	1/2 (自宅兼用事務所の場合：1/4)

5. 自動車のリース

自動車のリースは、リース契約終了後に残価を支払うことにより、当該車両を所有することができることから、購入と同等と考えられ、資産形成であるとの誤解を招く恐れがあるので、好ましくない。

コピー機リース料については、現在コピー機能、FAX機能、スキヤナー機能、パソコンへの接続を行い打出す機能等、多岐にわたり価格も上記のように100万円を超えるものが多い。これらコピー機は、リース期間満了後残価で取得することも可能であり、リース料を支払う代わりに、ほぼ同額の支払いでクレジットでの購入も可能である。また、リース期間途中で解約すれば、残リース期間のリース料全額を中途解約違約金として支払わなければならない。上記運用指針の自動車のリースとはほとんど差異がないと考えられる。

自動車の場合は、政務調査費で支払うことが可能であるのは、上記運用指針では、実質的にソニン代だけであることを考えれば、高額のコピー機の場合、政務調査費で支払うことが可能なものは、コピー機のカウンタ料・コピー用紙と考えることが相当である。

(注) 他県では、備品購入限度額として10万円としているところもあることを考慮すれば、コピー機の100万円を超えた支払は、政務調査費の支払対象外と考えるべきである。

22 議員が選挙区の有権者10,000名へ議会報告等を行う時の郵送料について、郵送方法を変更することにより、150,000円の政務調査費の削減が可能である。22 議員の場合は、10,000通の郵便一枚一枚について切手80円を貼付して郵送していたが、郵便局で「郵便区内特別郵便物」としてまとめて発送すれば、1通65円で郵送できるので、政務調査費が150,000円削減できるだけでなく、切手80円を10,000通貼付する作業費も削減できる。

現在では、郵便局の「郵便区内特別郵便物」に対抗するものとして、宅急便等があり、見積り合わせを行い、さらに経費を削減している民間会社もあるため、検討する価値がある。

〒議員は、選挙区の有権者10,000名へ県議会報告の送付のための切手を下記のように購入した。

購入年月日	購入先	摘要	金額
平成21年3月13日	社会福祉法人A	80円切手×5,000枚	400,000円
平成21年3月18日	社会福祉法人A	80円切手×5,000枚	400,000円
		↑ 問題点	800,000円
平成21年3月24日	A印刷	議会報告 10,000部	276,000円

県議会報告の印刷代は、下記のように10,000部に対して支払ったものである。

問題は、10,000部の郵送を行うのに80円切手を10,000枚購入することが問題であり、今後経費の削減を行うことが重要と考える。

<郵便区内特別郵便物の活用>

郵便物の配達が同一地域(郵便区)内であれば通常80円の郵便料が65円となり15円得になる。

同一差出人から形状、重量、取り扱いが同一の定形/定形外郵便物である等の条件を満たし、同一の郵便区(配達事業所ごとに定められている配達区域)内のみで配達を行う郵便物は割安な料金で発送できる。

特別料金の適用を受ける利用の条件

差出人	同一差出人に限る。
郵便物の種類	定形郵便物、定形外郵便物に限る。
あて先	同一の郵便区内のみにおいて配達を行うものに限る。
形状、重量、取り扱い	長さ34cm以内、幅25cm以下、重量250g以内で形状、重量および取り扱いが同一のものに限る。
差出通数	同時に100通以上
料金支払方法	料金別納、料金後納、料金計器別納のいずれかに限る。

料金割引

特別料金（定形郵便物のみ表示）

種類	重量	料金	通常料金
定形郵便物	25gまで	65円	80円
	50gまで	75円	90円



政務調査費

調査研究費

Ⅲ-16

調査研究に伴う、交通費(ガソリン代)は、政務調査費の手引きにおいて「走行距離が不明な場合は原則として、私用分を1/2とし、調査研究活動を1/4、後援会活動等分を1/4として按分する。ただし、後援会活動等に私用車を使用していない場合は、調査研究活動を1/2として按分する」と記載されているが、議員の中には調査研究に伴うガソリン代を月毎に1/2であったり、1/4であったりして、後援会活動等に私用車不使用の根拠が不明確である。車面の使用実態に合わせてガソリン代の按分比率を統一することが必要である。

23 議員の調査研究費のガソリン代の請求状況は下記に示すように、月毎に1/2だったり、1/4であったりしており、後援会活動等に私用車を使用していないのか、いるのか不明確である。

年月	調査研究費の中のガソリン代総額	1/2 (仮定)	1/4 (仮定)
20年4月	20,075円	10,037円	
5月	39,084		9,770円
6月	26,754		6,688
7月	22,717	11,358	
7月	29,066		7,265
8月	48,349	24,172	
9月	27,317	13,658	
10月	31,090	15,544	
11月	37,190	18,594	
12月	19,769		4,942
21年4月	25,457		6,364
2月	35,302		8,825
3月	27,302		6,825
合計	389,472	93,363	50,679

政務調査費として
県費で賄われる。

政務調査費

人件費

Ⅲ-17

議員の事務所職員の給料支払について、労働基準法第24条に違反した支払を行っている。つまり、賃金支払の5原則のうち、①毎月1回以上払の原則、②定期日払の原則に違反し、事務所職員の給料を2ヶ月分、または3ヶ月分まとめて支払っていたり、また給料の支給日がバラバラであったりしている。従って労働基準法に準拠し、毎月1回一定の期日に支払う必要がある。

24 議員の事務所職員への給料の支払が1ヶ月を超えて支払を行っており、労働基準法違反である。

また、支給日もバラバラであるため支給日を明確にする必要がある。

年 月	支給日	金 額	出勤日数	労働基準法第24条の1ヶ月以内の支給であるか否か
20年4月分	20年5月13日	66,500円	19日	○
5月分	7月10日	55,000	18日	×
6月分	10月10日	47,000	21日	×
7月分	10月30日	50,000	20日	×
8月分	11月27日	40,000	14日	×
9月分	11月27日	43,000	16日	×
10月分	12月25日	48,000	20日	×
11月分	12月25日	42,000	15日	○
12月分	12月25日	43,000	15日	○
21年1月分	21年3月18日	55,000	19日	×
2月分	3月18日	60,000	19日	×
3月分	3月31日	71,000	19日	○

25 議員の事務所職員への給料の支払は2ヶ月分まとめて支払っているため、1ヶ月以内の支給を定めている労働基準法違反である。

年 月	支給日	金 額	出勤日数	労働基準法1ヶ月以内の支給であるか否か
20年4月	20年5月31日	140,000		×
5月				×
6月				×
7月	20年7月31日	140,000		×
8月				×
9月	20年9月30日	140,000		×
10月				×
11月	20年11月30日	140,000		×
12月				×
21年1月	21年1月31日	140,000		×
2月				×
3月	21年3月31日	140,000		×

政務調査費

Ⅲ-18

26 議員における政務調査費の研修費の中に退女教40周年「沖繩平和と友情の旅」旅行代80,000円、東藤秀樹コンサートチケット代7,500円、また調査研究費の中にジェナ・ウインポートオーケストラコンサート入場料4,000円、27議員のミュージカル「ロラマジン物語」の入場料2,500円などが含まれている。

議員の調査研究活動は果敢全般にわたり、非常に幅広いものである。しかし、使途基準の運用指針において、議員個人の私利私欲のために使用する経費の充當が不適当な事例と挙げているように、個人の立場で参加する旅行や趣味、教養を目的としたイベントに参加するための経費に政務調査費を充當することは適当ではない。

政務調査費は、議会の活性化、審議能力の向上、政策立案等のために議員が行う調査研究活動に必要な経費の一部として議員に交付されるものである。この政務調査費に下記のものが含まれている。

費 目	支出年月日	摘 要	支払総額	按分	政務調査費充當額
研修費	20年10月27日	退女教40周年「沖繩平和と友情の旅」	80,000円	10/10	80,000円
研修費	20年6月20日	東藤秀樹コンサートチケット代	7,500円	10/10	7,500円
調査研究費	20年8月16日	ジェナ・ウインポートオーケストラ入場料	4,000円	10/10	4,000円
調査研究費	20年6月8日	ミュージカル「ロラマジン物語」入場料	2,500円	10/10	2,500円

上記研修費、平成20年10月27日、退女教40周年「沖繩平和と友情の旅」80,000円の参加資格と参加者数を議員に確認したところ、次の回答が得られた。

「平成20年10月27日、退女教40周年「沖繩平和と友情の旅」80,000円の参加資格は、山梨県退職女教師の会会員、参加者数22名、沖繩県退職女教師の会長他5名と違い、悲惨な沖縄戦のことを語り継ぎ、書物を発行し、平和の尊さを伝えていく活動について語り合った。」

このように、参加資格が山梨県退職女教師の会会員で当該旅行費用は会員個人21名が負担しているものであるため、政務調査費から支出するのは妥当性を欠くと思われる。個人的な目的の色彩が強い活動への政務調査費の充當は慎重に行うべきである。

政務調査費

資料購入費として雑誌、書籍等を購入しているが、雑誌等の中には週刊誌も多数含まれている。情報収集としていろいろな媒体が考えられるが、一般県民が自費で週刊誌を買っていることを考えれば、議員が税金で当り前に週刊誌を買えるのは検討の余地があると解する。

週刊誌以外に地球儀・写真集等も購入している。また、雑誌書籍代の領収書(1万円～3万円)の明細を依頼したが、何を購入したのかの確認は出来なかったものもある。

現状では、書店の領収書があれば(仮に家族のもの、趣味のものが含まれていても)購入明細はなくとも何でも税金で支払うことが可能のように思われる。このため、書籍名等を明確に示すべきと考える。また、議員の情報収集は、多岐に渡ると思われるが、政務調査費で購入できるものは、調査研究のために直接必要な図書資料に限定し、一般県民が自費で購入している週刊誌・地球儀・写真集等は除外していくべきと考える。

28 議員の資料購入費のうち週刊誌購入代の請求状況は下記に示すとおり多量に及んでいる。

年月	購入週刊誌名	冊数	金額
20年4月	週刊現代、週刊ポスト他	19冊	6,718円
5月	週刊現代、週刊ポスト、週刊新潮、週刊文春、週刊朝日、サンデー毎日 他	24冊	8,926円
6月	週刊現代、週刊ポスト、週刊新潮、週刊文春 他	21冊	7,089円
7月	週刊現代、週刊ポスト他	19冊	6,340円
8月	週刊新潮、週刊文春他	12冊	4,160円
9月	—	—冊	—円
10月	内訳不明	4冊	1,310円
11月	—	—冊	—円
12月	週刊現代、週刊ポスト、週刊新潮、週刊文春、週刊朝日、サンデー毎日 他	18冊	6,230円
20年1月	週刊現代、週刊ポスト、週刊朝日、サンデー毎日、AERA他	14冊	5,050円
2月	週刊朝日、週刊金曜日他	6冊	2,580円
3月	内訳不明	8冊	3,430円
合計		145冊	51,783円
月平均		12冊	4,315円

28 議員に限らず、29 議員のサンデー毎日 14,020 円、30 議員の文藝春秋 8,950 円等々週刊誌、また地球儀 16,000 円、写真集 30,000 円の購入代に政務調査費が充当されていた。議員の調査研究活動は県政全般にわたり、非常に幅広いものであるが、使途基準の運用指針において、議員個人の私的目的のために使用

する経費を充当が不適当な例として挙げているように、議員の趣味・嗜好に関する書籍の購入等に政務調査費を充当することは適当でない。購入した資料等と調査研究活動との関連性などについて明確にしていへべきであると考える。

資料購入費の領収書をみると下記のようなものがある。

領 収 書

××様
13,710円
21年6月25日
××書店

但し、雑誌書籍代として領収いたしました。
××書店 ㊤

資料購入費として、果費で支払うものの領収書が上記のように雑誌書籍代として記載されているが、これでは調査研究活動に必要な図書購入かどうかは分からない。仮に家族のもの、会社のもの、個人の趣味のものを購入してもまったくわからず、税金で支払われることになる。

また、監査中、一部サンデー毎日として平成20年度の当該領収書の購入したものの内容を教えて下さいと依頼するも、購入したものが多くてわからないことであった。1年前の購入明細がわからないような図書は、調査研究活動に必要な図書といえるかどうか疑問である。

議員が、現在どのような課題等に対して重点的に調査等を行っているかなどについて資料名等から推測されるという点があるが、政務調査費の使途の透明性の確保の観点から資料・書籍名等を明確にしていへことが望ましい。

政務調査費

Ⅲ-20

(1) 31 議員の調査研究費としてガソリン代を(有) H石油に益と暮にそれぞれ 100,000 円ずつ支払い、支払後の未払金残高が 20 年 12 月 31 日現在 205,368 円ある。このため、過年度分をまとめて支払うことにより当該年度の実際使用金額より多い金額を政務調査費とすることも可能である。

31 議員は平成 19 年 4 月 30 日より新県会議員となつていてこれを考慮すると未払金の残高は一度過年度分として(有) H石油に個人負担分として支払つて精算することにより、今後政務調査費として負担すべき額が正確に反映されると解する。

(2) 32 議員には家族秘書がいるが、当該秘書の勤務日誌の勤務時間数・勤務時間数のうち調査研究補助業務従事時間数・調査研究補助業務内容のすべてを 32 議員が作成している。これによる人件費按分率と議会事務局へ提出した人件費按分率が異なつてはいるが、勤務日誌に基づいた実績より人件費を按分すべきである。

(3) 県政報告の印刷を平成 20 年 12 月 11 日に(有) Y 社へ 183,750 円で依頼した。印刷した内容が平成 19 年 6 月と平成 19 年 12 月の県議会的一般質問であり、1 年前の県政報告を有権者に配布しているが、県政の課題について適時有権者に開示することが望ましい。

(1) 31 議員の調査研究費のガソリン代は、次のとおりである。

年月日	摘要	支払先	支払総額
20 年 4 月 30 日	ガソリン代	(有) M	30,780 円
6 月 10 日	ガソリン代	(有) M	21,120 円
7 月 17 日	ガソリン代	(有) M	35,800 円
8 月 3 日	ガソリン代	(株) S	2,373 円
8 月 11 日	ガソリン代	(有) H	100,000 円
9 月 16 日	ガソリン代	(有) M	52,700 円
10 月 2 日	ガソリン代	(有) M	30,520 円
10 月 30 日	ガソリン代	(有) M	29,448 円
12 月 11 日	ガソリン代	(有) M	32,550 円
12 月 29 日	ガソリン代	(有) M	13,460 円
12 月 31 日	ガソリン代	(有) H	100,000 円
21 年 2 月 2 日	ガソリン代	(有) M	28,440 円
3 月 1 日	ガソリン代	(有) M	20,920 円
4 月 1 日	ガソリン代	(有) M	12,120 円

(有) H へガソリン代をまとめて 8 月と 12 月に 100,000 円ずつ支払つてはいるが、100,000 円支払後の未払金残高が 205,368 円ある。いつ頃発生したものであるか明確でないが、未払金を支払つて政務調査費として請求することは可能であるのでガソリン代等は月毎に精算していくことが望ましい。

(2) 32 議員の議会事務局への提出資料と勤務日誌が全く異なつており、按分率が 11 ヶ月違うものは下記のとおりである。

(単位: 円)

年月日	議会事務局へ提出した資料			政務調査費(人件費)			政務調査費計上過少額
	調査研究活動記録票	勤務実績表・領収書(参考様式1)	金額	勤務日数	按分率	金額	
平成20年							
4月25日	(注)	100,000	20日	20日	98%	96,000	▲ 6,000
5月25日	(注)	100,000	20日	20日	95%	95,000	▲ 5,000
6月25日	(注)	100,000	20日	20日	95%	96,000	▲ 6,000
7月25日	(注)	100,000	20日	20日	90%	90,000	0
8月25日	(注)	100,000	20日	20日	95%	95,000	▲ 5,000
9月25日	(注)	100,000	20日	20日	94%	94,000	▲ 4,000
10月25日	(注)	100,000	20日	20日	95%	95,000	▲ 5,000
11月25日	(注)	100,000	20日	20日	93%	93,000	▲ 3,000
12月25日	(注)	100,000	20日	20日	95%	95,000	▲ 5,000
平成21年							
1月25日	(注)	100,000	20日	20日	95%	95,000	▲ 5,000
2月25日	(注)	100,000	20日	20日	93%	93,000	▲ 3,000
3月25日	(注)	100,000	20日	20日	94%	94,000	▲ 4,000
合計							▲ 51,000

(注) 100,000 円×9/10=90,000 円

(3) 有権者への議会報告は住民へのサービスとして適時行うことが望まれる。

政務調査費

広報費

Ⅲ-21

政務調査費の会派、及び各議員の広報費の金額は、全体で約48百万円（政務調査費全体に占める割合は約4割）である。広報費の中味は、各議員の選挙区有権者への議会報告等の印刷代及び郵送料、新聞折込料が大部分である。

一方議会事務局から政務調査費とは別に、「やまなし県議会だより」が年4回山梨のほぼ全世帯に新聞折込等により配布され、年間約13百万円であり、両者をあわせると県費として約61百万円かかっている。

議員及び会派の中には広報費として一切費用の発生していないところもあるが、政務調査費全体の金額が大きいので広報の実質を変えることなく内容を充実させ、かつ、県費を削減または議会の活性化、審議能力の向上、政策立案等の調査研究活動への費用シフトが望ましい。

そこで広報費について、議会事務局から年4回「やまなし県議会だより」の配布時に各議員の選挙区毎に一議員一紙面を割り当て、広報の充実を図る等の改革を行うことも検討すべきである。

議員及び会派の政務調査費の中の広報費の支出内容は下記のとおりである。

(単位：円)

議員会派の別	A 県政便り等製作 印刷代・郵送料	B チラシ折込料・ 配送料・郵送料	C ホームページ 製作・管理費	D 封筒代・シ ー代ほか	E 人件費・ その他	合計
議員	23,571,069	13,122,236	1,949,243	1,115,575	1,124,761	40,882,884
会派		7,233,810				7,233,810
合計		43,927,115	1,949,243	1,115,575	1,124,761	48,116,694

議会事務局から「やまなし県議会だより」が年4回行われるが、それにかか
る支出の内容は次のとおりである。

(単位：円)

やまなし 県議会だより	1回の配布に伴う支出				1年間(4回 分)の総額
	印刷代	編集代	新聞折込代	配布謝礼	
1回目(302,000部)	1,477,686	189,000	1,461,437	18,000	3,146,123
2回目(301,500部)	1,519,560	189,000	1,461,437	18,000	3,187,997
3回目(301,500部)	1,519,560	189,000	1,456,806	18,000	3,183,366
4回目(300,500部)	1,514,520	189,000	1,456,806	18,000	3,178,326
	6,031,326	756,000	5,836,486	72,000	12,695,812

(注) 上記のほか、点字版(400部)4回分588,000円とワープロ版(100本/1回)4回分86,100円が年間発生している。

政務調査費から支払われる広報費(会派分)

会派	A 県政だより等製 作・印刷代	B チラシ折込料・ 配送料・郵送料	C ホームページ 製作・管理費	D 封筒代・シ ー代ほか	E 人件費・ その他	合計
1		1,800,000				1,800,000
2		1,361,629				1,361,629
3		2,311,127				2,311,127
4		1,155,000				1,155,000
5		0				0
6		0				0
7		0				0
8		606,054				606,054
9		0				0
合計		7,233,810				7,233,810

政務調査費による県政だより等印刷代、折込代・郵送料とは別に県議会事務局より「やまなし県議会だより」を30万戸分作成する印刷代、新聞折込代等が発生している。この「やまなし県議会だより」は、新聞折込及び一部市町村の世帯にも配布され、山梨県の全世帯に行き渡るようになっている。

やまなし県議会だより

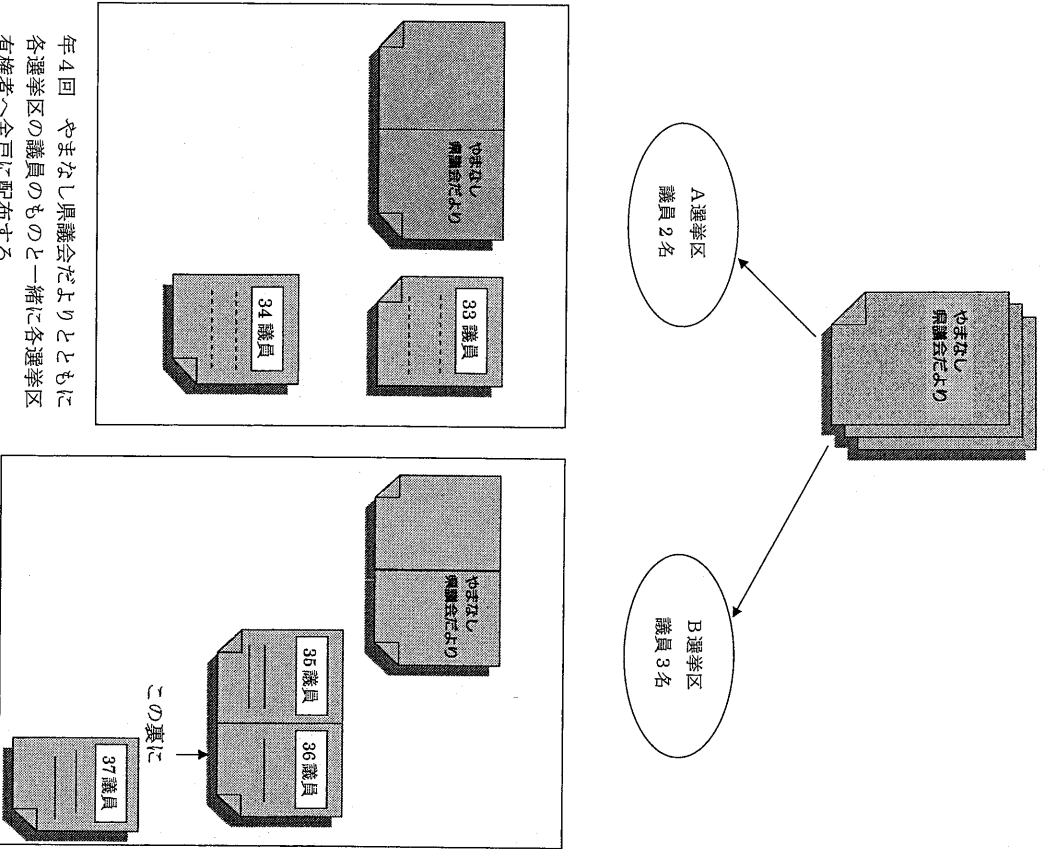
印刷代	約300,000部	6,031,326円	(税込)
編集委託代		756,000円	(税込)
新聞折込代		5,836,486円	(税込)
一部地域の配布謝礼		72,000円	(税込)
		<u>12,695,812円</u>	

県民の立場から政務調査費の広報費の支出のあり方を再検討していただきたい。現状、個々の議員が個別に印刷、郵送し一方で「やまなし県議会だより」を年4回やまなし全世帯に行き渡るよう配布するのは経費の2重払いの性格がな
いわけではない。従って、このやまなし県議会だよりの配布時に、選挙区毎に「やまなし県議会だより」十選挙区毎の各議員の調査研究活動の成果」をセットにして選挙区の有権者に配布することも県民の目線で考えると経費を削減し、議員活動を年4回定期的に質の高い情報を確保できるという意味では、考察し
てみる価値がある。

政務調査費から支払われる広報費(議員分)

(単位:円)

議員	A 県政だより等 製作印刷代	B チラシ新込 料・配達料・ 郵送料	C ホームページ 製作・管理費	D 封筒代・タ クシー代ほか	E 人件費・ その他	合計
1	168,000	221,172	120,000			509,172
2	467,592	145,524				613,116
3	888,500	157,809		274,050	105,000	1,425,359
4	1,099,900	11,420				1,111,320
5	431,652	908,126	346,500	100,800		1,787,078
6	183,750	49,392	45,000	13,000		291,142
7	604,630	438,470				1,038,100
8	888,555	349,208	175,930			1,413,693
9	806,111	623,448				1,429,559
10	341,240	555,000	132,300			1,028,540
11	2,598,162	407,715			787	3,006,664
12	576,597	230,341			14,000	820,938
13	627,732	98,833	235,000	67,830	7,021	1,036,416
14	392,437	212,761	68,250	2,300		675,748
15	506,000	787,950		70,000	196,000	1,559,950
16	444,675	99,986			178,500	723,161
17	561,155	1,418,586	9,506	8,400	98,558	2,086,205
18	386,400	334,230			277,200	997,830
19	750,687					750,687
20	289,800	800,000		74,000	136,100	1,299,900
21	0					0
22	1,098,773	395,130		76,000		1,569,903
23	343,875		90,630			434,505
24	302,360	1,097,875		132,510	4,725	1,537,470
25	1,657,860	372,875			20,160	2,050,895
26	0					0
27	207,900	472,371			27,100	707,371
28	351,487	92,761	16,275			460,523
29	1,139,250	597,932			24,680	1,761,862
30	1,718,850	688,600			3,200	2,410,650
31	493,500	623,700				1,117,200
32	782,665	45,600		29,200		857,465
33	500,000	102,375	210,000			812,375
34	886,872	302,766	250,152			1,439,790
35	676,152	405,280	249,700	185,485	30,995	1,547,612
36	0					0
37	397,950	80,000		82,000	735	560,685
合計	23,571,069	13,122,236	1,949,243	1,115,575	1,124,761	40,882,884



年4回 やまなし県議会だよりとともに各選挙区の議員のものと一箱に各選挙区有権者へ全戸に配布する。

政 務 調 査 費

Ⅲ-22

県会議員が作成した使途項目別政務調査費支出簿の年間合計額と議会事務局で把握した年間合計額に差異が発生していた。これは議会事務局で使途内容を検討した結果、是正を県会議員に依頼し、議会事務局は是正後の数値で集計したが、県会議員の政務調査費支出簿は是正前の数値で集計しているためである。議会事務局の是正を受け入れるのであれば、県会議員の会計帳簿である政務調査費支出簿を修正する必要がある。

県会議員が作成した使途項目別政務調査費支出簿の年間合計額と議会事務局で把握した年間合計額との差異は次のとおりである。

38議員

	調査 研究費	研修費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人 のみ)	合 計
議員が作成した政 務調査費年合計額	152,689	40,000	0	0	144,711	1,547,612	117,733	840,000	0	2,842,715
議会事務局が把握 した政務調査費 年合計額	135,762	53,000	0	0	144,711	1,547,612	117,733	840,000	0	2,838,818
差 異 額	16,927	▲13,000	—	—	—	—	—	—	—	3,897

39議員

	調査 研究費	研修費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人 のみ)	合 計
議員が作成した政 務調査費年合計額	746,064	313,500	41,632	3,960	201,200	560,685	30,671	840,000	100,000	2,837,762
議会事務局が把握 した政務調査費 年合計額	739,934	313,500	40,500	3,960	201,200	560,685	30,671	840,000	100,000	2,830,450
差 異 額	6,130	—	1,132	—	—	—	—	—	—	7,312

40議員

	調査 研究費	研修費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人 のみ)	合 計
議員が作成した政 務調査費年合計額	187,686	58,105	103,437	85,800	86,233	613,116	366,019	1,300,800	70,228	2,871,444
議会事務局が把握 した政務調査費 年合計額	151,632	53,105	120,544	97,800	74,263	613,116	366,019	1,300,800	70,228	2,847,497
差 異 額	36,054	5,000	▲17,107	▲12,000	12,000	—	—	—	—	23,947

41議員

	調査 研究費	研修費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人 のみ)	合 計
議員が作成した政 務調査費年合計額	5,500	54,000	0	100,000	108,217	1,837,470	372,812	70,000	512,009	2,750,008
議会事務局が把握 した政務調査費 年合計額	5,500	106,590	10,889	100,000	157,458	1,837,470	434,789	70,000	512,219	2,934,915
差 異 額	—	▲52,590	▲10,889	—	▲49,241	—	▲61,977	—	▲210	▲174,907

42議員

	調査 研究費	研修費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人 のみ)	合 計
議員が作成した政 務調査費年合計額	250,930	37,000	0	0	60,524	857,465	176,867	562,500	397,379	2,944,665
議会事務局が把握 した政務調査費 年合計額	247,929	35,000	0	0	60,524	857,465	174,303	550,500	391,517	2,947,238
差 異 額	3,001	2,000	0	0	0	0	4,564	▲13,000	5,862	▲2,573

43議員

	調査 研究費	研修費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人 のみ)	合 計
議員が作成した政 務調査費年合計額	75,751	97,860	55,526	0	104,544	1,031,690	797,213	685,000	114,364	2,862,248
議会事務局が把握 した政務調査費 年合計額	92,407	7,600	99,126	0	140,928	1,038,100	650,149	685,000	95,961	2,809,271
差 異 額	▲16,656	90,260	▲43,600	0	▲36,084	▲6,410	147,064	0	18,403	152,977

政務調査費

自民党新国会

Ⅲ-23

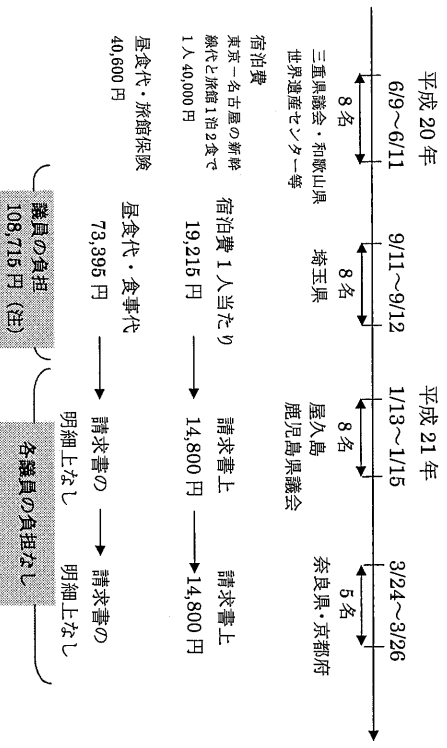
自民党新国会が、平成21年3月24日から26日まで5議員（当初8議員の予定）で、奈良県・京都府におもむき、奈良県立図書館、京都ジョブパーク等の運営方法・運営内容について調査を行った。

この調査に際し、中型の貸切バス代（定員27名）308,000円、中型貸切バスの通行・駐車料63,650円がかかっており、一方3月24日の奈良Aホテル及び3月25日の京都日旅館への宿泊には、議員一人の宿泊代がそれぞれ一泊14,800円なのに、乗務員宿泊料が一泊21,000円となっていた。

お客様である議員の宿泊費より旅行会社の乗務員の宿泊費が一泊あたり6,200円高いのは不可解であると考え会派に照会したところ、運転手と添乗員の2名分で21,000円とのことだった。さらに、5議員（当初8議員の予定）の京都府・奈良県への県外視察に中型の貸切バス（定員27名）を利用していても確認した。長距離の移動であり、また、料金に大差がないなどの事情も斟酌できるが、結果的に5人の視察で添乗員が付き、必要以上に大きなバスを利用していることについては、経費削減の観点から実施方法を見直すべきである。

また、下図のとおり、平成20年9月までと平成21年1月からの請求書の明細の書き方が明らかに変更されている。つまり、3回目の視察からは、政務調査費の対象外となる宿泊費の限度額を超える分や屋食代等が記載されていないか。そして屋食代等を議員負担で別途支払ったことについての関係資料が確認できなかった。したがって、こうした請求書の内容は不自然なものと考ええる。

自民党新国会の平成20年度県外視察及び請求書における諸経費の取り扱いの違いは、次のとおりである。



宿泊費は一泊につき、政務調査費では14,800円が限度である。このため(19,215円-14,800円)×8名=35,320円は、議員個人の負担となる。一方、屋食代73,395円は政務調査費では一切果費として支出してとれない。このため、議員個人の負担となる。両者を合計して(注)の108,715円となっている。これが1月13日からの屋久島、鹿児島県議会、3月24日からの奈良県・京都府では宿泊代は果費で支払ってとれる14,800円の限度額一杯とし、屋食代等は請求書の明細では項目がなく、反面小型バスでよいものが中型バスの代金となっているのは不自然な内容と考ええる。

(1) 埼玉県視察の請求書

月日	種別	単価	数量	計
9/11～12	貸切バス	168,000	1台	168,000
	宿泊 (Cホテル)	19,215 (注)	8名	153,720
	屋食 (レストランD)	1,576	8名	12,600
	食事 (レストランE)	5,000 (注2)	8名	40,000
	(衣物・消費税)	20,795	1	20,795
	乗務員経費 (宿泊・食事)	11,715	1名	11,715
	通行料・駐車料	25,370	1台	25,370
	旅行取扱料	2,100	8名	16,800

(注1) 19,215円-14,800円=4,415円が政務調査費として認められたいため、会派の議員個人が負担せざるを得ない額である。但し、(2)が示すようにこの視察後は、宿泊代は14,800円(果費で附われる限度額)に固定されている。

(注2) これらは、政務調査費とは認められたいため会派の議員個人が負担せざるを得ない額である。但し、(2)が示すようにこの視察後は屋食代、その他宴会代は請求書には一切反映されてきていない。

(2) 奈良県・京都府視察の請求書

利用日	項目名	内容	単位	数量	単価	金額
03/24	貸切バス		中型	1	308,000	308,000
03/24	宿泊	奈良Aホテル	名	5	14,800	74,000
03/24	入場料	醍醐寺	名	5	600	3,000
03/26	入場料	仁和寺	名	5	500	2,500
03/25	入場料	国立博物館	名	5	1,300	6,500
03/24	乗務員宿泊料	宿泊・食事他経費	名	2	21,000	42,000
03/24	通行・駐車料		中型	1	63,650	63,650
03/24	旅行取扱料		名	5	4,000	20,000
03/25	宿泊	京都日旅館	名	5	14,800	74,000
03/25	入場料	三十三間堂	名	4	600	2,400
03/24	図書・印刷代		件	1	630	630

政務調査費

自民党新国会

Ⅲ-24

政務調査費の宿泊費が26,580円過払となっていた。具体的には自民党新国会が平成20年6月9日から6月11日まで8議員で三重県議会・和歌山県世界遺産センターにおいて、三重県議会改革などの視察を行ったことである。この調査の旅費支払に際し、7議員の東京や名古屋までの往復新幹線と旅館の1泊2食付で一人40,000円、合計280,000円を支払っている。東京や名古屋間の新幹線代は、ひかりより値段が高いのぞみで指定席、特急料金と運賃で片道10,780円(但し、チケットキングの販売価格は、10,040円)往復21,560円となる。この結果旅館の1泊2食付代は18,440円(40,000円-21,560円)となる。

政務調査費では、宿泊費は1泊について14,800円が限度とされているので(18,440円-14,800円)×7名=25,480円及び追加宿泊費用15,900円-14,800円=1,100円の合計26,580円は、果費の過払の状況となっていた。

平成20年6月9日から三重・和歌山県研修3日間の旅行会社からの旅行費用請求書は、下記のとおりである。

内 訳	単 価	人 数	小 計	内 容
エースJTB	40,000	7	280,000	(注)東京や名古屋・往復新幹線+旅館1泊2食
追加宿泊費用	15,900	1	15,900	旅館・部屋差額分
宿泊費用	10,500	8	84,000	松坂・アウカ研修/1泊朝食=アウカ1人利用
JR券			96,210	
中型貸切バス	283,500	1	283,500	3日間カー付き
その他			××	

(注)自民党新国会にグリーン車を利用したのかどうか確認したところ、グリーン車が利用してはいない旨の回答を受けた。

上記のようにAの初日の宿泊費単独で考えれば26,580円の過払となるが、A・Bの2日間の宿泊費用を連算すると、宿泊費が14,800円の限度内となる。この点政務調査費の手引き4ページ使途基準の運用指針で宿泊料は「公務旅行との均衡上、1泊14,800円(県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条)を上限とする」とある。1泊毎に計算され連算する旨の規定はない。

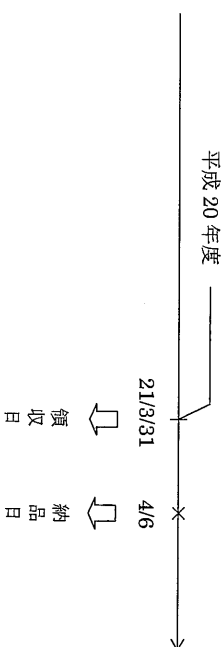
政務調査費

自民党新国会

Ⅲ-25

自民党新国会は、平成21年度の費用13万円を平成20年度の費用として、政務調査費を充当していた。具体的には、平成21年4月6日に納品された保管庫について平成20年度費用としていた。また、同会派の政務調査費は500万円であるが、この13万円を入れることにより500万円となった。役務の提供を受けたのは平成21年度であり、会計処理上21年度費用を20年度費用として処理するのはやめるべきである。

自民党新国会控室の図書、資料等を整理保管するため、保管庫を130,000円で購入した。保管庫についての請求書、領収証の日付けは、平成21年3月31日となっているが、業者より自民党新国会へ保管庫が納品された日は平成21年4月6日となっていた。



平成20年度(平成20年4月から平成21年3月31日)中に役務の提供を受けたもの、上記の場合であれば、21年3月31日までに納品されていれば代金の支払が4月になっても問題は無い。しかし、納品されていないものの代金を先に払ったからといって、支払った年度の費用とすることは会計上許されない。会計処理をすれば、前払金、前払金、前渡金となり費用ではなく資産計上されることとなる。

自民党新国会への政務調査費の交付額は5,000,000円であり、収支報告で実際に使った費用は、上記130,000円を含めて5,003,723円となっていた。

書庫の納品日の遅延という事情もあるが、納品されていない物に於いて、支払いを行うことは予算消化のためという誤解を招くこととなるため、納品日等の確認をする中で、年度内納入が確実な物について政務調査費の充当を行うべきである。

政務調査費

III-26

県議会議員は、議員報酬 780,000 円と政務調査費 230,000 円（金派分を除く
と年間 2,760,000 円）が、毎月支給される。議員報酬は議員がどのように使
うと問題はないが、政務調査費は使途状況の報告が義務付けられている。この
ため政務調査費収入、支出のため専用の銀行口座を開設して、その口座で入
金を行うことが管理上必要である。

現状政務調査費の収入・支出の大部分は、議員報酬の口座と同一である。
これを別の口座で管理すると、二重払の防止、政務調査費の使途状況を立証す
るため個人の預金通帳を黒く塗りつぶして対応する必要もなく、定額で支払う
給料については自動送金も考えられ、何よりも政務調査費という公費で支出す
るという判断及び支出年月日を通帳で確認できる。

政務調査費専用の銀行口座

前期繰越額	××円		
議会事務局 からの送金	毎月 230,000 円 政務調査費として 送金される (230,000 円×12 =2,760,000 円)	収入	
個人からの 送金	運転資金として 議員本人からの 送金	収入	
合計	××		
		支出の都度下記科目で処理	
		1 調査研究費	
		2 研修費	
		3 会議費	
		4 資料作成費	
		5 広報費	
		6 事務費	
		7 人件費	
		8 事務所費	
		当期繰越額	××円
合計	××	合計	××

政務調査費の大部分は議会事務局からの送金で賄われるが、実際にはそれ以
上の支出が行われる議員が多いため、議員本人から政務調査費専用の銀行口座
に 50 万円前後の金額を入れる必要がある。

また、自動引落しされる水道光熱費（電気代、ガス代、水道代）等もこの専
用口座からの引落に変更すると、個人の預金通帳を何十枚も添付する必要はな
くなると考える。

今回の監査で約 20 万円の広報費を二重で計上し、一つは支出していたが、も
う一つは実際には支出されていなかった。今後このようなことが発生しないた
めにも政務調査費専用口座から振り込むことで錯誤を防止できると考える。

さらに、実際は政務調査費が多くかかっている議員でも、政務調査費の限度
額が 2,760,000 円なので当該限度額を超えると費用計上を見送っている議員も
若干見受けられるため、実際の政務調査費の実態が不明となっている。このこ
とからも専用口座を利用して議員の政務調査費がどれだけ負担になっているか
の実態も理解され、公費の資金使途明確化にも役立つものと考えられる。

政務調査費

III-27

下記資料を平成 21 年 10 月 19 日に各議員に事実内容を教えてもらうため平成
21 年 11 月 16 日までに回答してもらうよう依頼した。但し下記資料は、議員に
より内容はすべて異なり、ここでは概要を示してある。

平成 21 年度の包括外部監査にあたり、政務調査費の中味について監査を実施
しております。監査に際して大変申し訳ありませんが、下記の資料を取り揃え、
また処理状況を教えて頂きたいとお願い申し上げます。

1. 山梨県政務調査費の交付に関する規程第七条（証拠書類等の整理保管）に
おいて「議員は政務調査費の支出について会計帳簿を調製し、その内訳を明
確にする」とある。そこで、政務調査費の手引 35 ページの政務調査費支出簿
（日別集計）を現状あるもので構わないので 20 年 4 月から 21 年 3 月までの
コピー及び 36 ページの政務調査費支出簿（月別集計）のコピーを頂きたい。
2. 人件費のうち×××様との雇用契約書（政務調査費の手引 37 ページ）及び
同氏に対する政務調査費（人件費）勤務日誌（政務調査費の手引 34 ページ）
を平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までコピーを頂きたい。
3. 議員の後援会の組織図・組織体系と名称を教えてください。
（例えば、本部・支部・後援会名称等であり現在あるものでかまいません。）
4. 人件費の確認について
（1）×××様に平成 20 年 1 月～3 月まで、所得税等控除前で
毎月いくらずつ支払いましたか。

平成 20 年 1 月	()
20 年 2 月	()
20 年 3 月	()

(注)平成 20 年 4 月から 20 年 12 月までの給与総額 ×××円

(2) ×××様への平成 20 年度分の給与に関して源泉所得税の納付書がありま
したらコピーをお願いします。この場合下記納付書コピー添付に○印をし
て下さい。また、納税がなければ無しに○印をして下さい。

納付書	コピー添付
納付書	無し

(3) ×××様の平成 20 年度分の源泉徴収票・扶養控除等申告書、平成 20 年度の所得税納税証明書(確定申告している場合)、及び市町村から平成 20 年度の住民税の課税通知書を提出していただきたい。

源泉徴収票	添付
扶養控除等申告書	添付
所得税の納税証明書	添付又は無し
住民税の課税通知書	添付

5. 後日、人件費を支払っている×××様について、勤務実態等を本人に 30 分程ヒアリングさせていただきたい。

6. 事務所費で××代を後援会より支払っていますが、議員と後援会との精算をしていますか。精算をしていれば、事実を証明できる資料を年間分提出していただきたい。また、事務所の賃貸借契約書写しも提出していただきたい。

7. 平成 15 年 4 月 1 日(同日以降に山梨県議会議員になられた場合は、議員になられた日)以降、平成 20 年 3 月 31 日までの間にパソコン・プリンターを政務調査費で購入している場合は、年度毎に購入年月日、台数及び金額を教えてください。

8. ①下記県議会だより等の印刷物が完成し議員さんの手許に納品された納品書の写し及び下記の印刷物の現物の提出をお願いしたい。また、当該印刷物を郵送または新聞折込みを行った日(新聞店名及び部数)を教えてください。

年月日	摘要	支払先	金額
21 年 3 月 31 日	県議会だより 印刷製本(×××枚)	×××	×××円

②平成 20 年 12 月×日××社に広報紙印刷製本代××部×××円支払っているが実物の提出をお願いしたい。

9. 事務所で支払っているコピー機リース料×××円の契約書写しを提出していただきたい。

10. 調査研究活動及び後援会活動は、それぞれどこで行っていますか。住所も教えてください。

11. 下記の研修費は、①どのような人達の集合体で研修の目的は何ですか。また②飲食前の研修の時間と飲食を伴う懇親会の時間をそれぞれ教えてください。
××× ××× ×××

12. 資料購入費で平成 20 年 8 月×日、12 月×日にそれぞれ××書店より×××円、×××円の書籍を購入していますが、具体的書籍名を教えてください。

13. 平成 20 年 11 月×日年賀ハガキ代 17,000 枚 850,000 円について、実際に発送したもののサンプルの提出をお願いしたい。

政務調査費

III-28

下記資料のようなものを平成21年10月19日に各会派に事実内容を教えてもらうため平成21年11月16日までに回答してもらうよう依頼した。

××会派 殿

1. 県外への宿泊を伴う調査研究活動の③の視察について旅行日程表(行動予定表)の提出をお願い致します。

	場 所	旅行日程	人数	行動予定表(旅行日程表)の添付
①	三重・和歌山県(三重県議会他)	平成20年6月9日～11日	×名	○
②	埼玉県(さいたま市・伊奈町)	平成20年9月11日～12日	×名	○
③	屋久島・鹿屋島県議会	平成21年1月13日～15日	×名	×
④	奈良県・京都府(奈良県立図書館他)	平成21年3月24日～26日	×名	○

- ① ×名の参加者 xx xx xx xx
- ② ×名の参加者 xx xx xx xx
- ③ ×名の参加者 xx xx xx xx
- ④ ×名の参加者 xx xx xx xx

2. 上記調査研究に伴う活動内容を示す調査結果報告書があれば、行き先別に提出して頂きたい。
3. 6月9日からの三重・和歌山県(三重県議会他)への研修において、東京～名古屋間の7名の移動はタクシー車で移動されたのでしょうか。
4. 6月9日からの三重・和歌山県(三重県議会他)への研修において、中型貸切バス(283,500円)は何人乗りでしょうか。
5. ××の調査研究活動××円のうち船車券45,000円、船車券36,000円は何に使用したのか教えて下さい。
6. 事務費(リコー)リース株式会社を支払っているコピー機)リース料(毎月28,625円)の契約書写しを提出して頂きたい。
7. ××の視察目的は「×××を視察及び表敬訪問」となっていますが、この視察が議会の活性化、審議の能力の向上、政策立案に役立つ内容を教えてください。
8. 会派結成日以降平成20年3月31日までの間にパソコン・プリンターを購入している場合は、年度毎に購入年月日、台数及び金額を教えてください。

県議会事務局

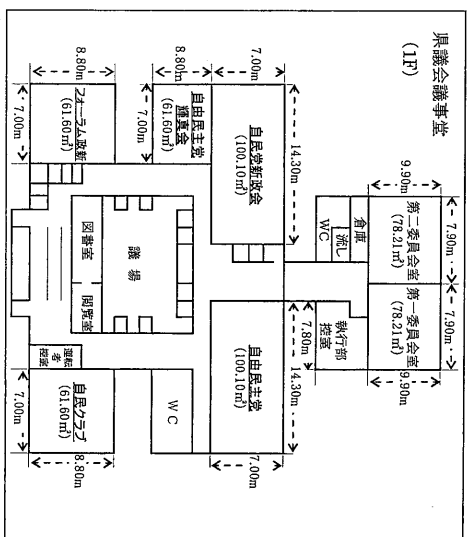
III-29

県議会事務局における自動車使用料・電話料・郵送料・車両燃料費等については、山梨県の管財課で使用量を把握して県議会事務局に使用実績に基づいて代金請求を行い、平成20年度の総額は228万円程になる。しかし、電気料・水道料については、今まで請求も支払も行われたことはない。県議会事務局は、任命権者が異なるため、自動車使用料・電話料・郵送料・車両燃料費と同様に電気料・水道料も使用実績に基づいて支払う必要がある。

県議会事務局が使用実績に基づき山梨県の管財課に支払っているものは、自動車使用料・電話料・郵送料・車両燃料費であり、平成20年度の上期、下期、年間合計額は下記のとおりである。

費 目	上期合計	下期合計	年間合計
自動車使用料	(支払日 21.2.5) 362,010	(支払日 21.5.22) 118,480	480,440
電 話 料	(支払日 20.11.11) 495,284	(支払日 21.5.22) 275,904	771,188
郵 送 料	(支払日 20.11.11) 155,452	(支払日 21.5.22) 185,387	340,789
車両燃料費	(支払日 20.10.20) 370,293	(支払日 21.5.22) 326,778	697,071
合 計	1,383,039	906,449	2,289,488
電 気 料	-	-	-
水 道 料	-	-	-

上記表が示すように電気料・水道料についての請求、支払は過去において行われてきていない。県議会事務局のレイアウト図は次のとおり(但し2F建てのうち1Fのみを表示)であり、総床面積は地階も含め4,166平方メートルである。この面積の電気料・水道料は今後使用実績に基づいて支払う必要がある。



議員として永年勤続した場合に10年で5万円、15年で10万円、20年で15万円、25年で20万円、30年で25万円……というように現金が支給されているが、この支給の基となっている議長賞交付内規には、金額が明記されていない。また、当該支給には、所得税の源泉徴収の必要があるが、平成20年度以前において所得税の源泉徴収したことはなく、徴収漏れとなっており、実質的に課税されていない状態である。

議員として永年勤続した場合、山梨県の議長賞交付内規で次のように規定されている。

(交 付)

第3条 個人又は団体にして県政の伸展、産業の振興、文化及び体育の向上等公共の福祉増進に特に寄与したものと及び議員として永年勤続(全国議長会において表彰された場合)又は特に功労のあった場合議長賞を交付することができる。(金品の限度)

第4条 議長賞の金品の価格限度は、第3条1項の場合は、その都度定める。

全国都道府県議長会表彰内規

第3条 次に該当するものは、永年勤続として表彰する。

都道府県の議会の議員で10年以上在職した者

永年勤続功労者の表彰は、在職年数が5年増す毎に行う。

第7条 表彰は、表彰状を授与し記念品を贈呈して行う。

上記のように、山梨県の議長賞交付内規は、第3条で全国議長会において表彰された場合、議長賞が交付されるのであるが、全国都道府県議長会表彰内規で都道府県の議会の議員10年以上在職した者と規定され、その後は5年増す毎に行われるため、山梨県では、10年、15年、20年、25年、30年……と5年毎に行われるが、議長賞の金品はその都度定めるとあり、現状では10年で5万円、15年で10万円、20年で15万円、25年で20万円、30年で25万円……となっている。

過去5年間の議長賞交付金は下記のとおりである。

年度	摘要	金額	所得税の徴収	住民税への対応
平成20年度	47議員25年表彰	200,000円	無し	無し
平成19年度	—	—	—	—
平成18年度	48議員他7名	1,000,000円	無し	無し
平成17年度	49議員他8名	650,000円	無し	無し
平成16年度	50議員他2名	450,000円	無し	無し

永年勤続表彰で現金を受領すると給与所得として所得税が課されるが、過去において源泉徴収されたことは無く、実質的に課税されていない。結果として住民税の課税も漏れていることになる。

現在、永年勤続表彰の金額が明記されておらず、現金交付に伴い課税が行われていないので、今後は正していく必要がある。

税務上の取り扱い

永年勤続者に支給する記念品や旅行や劇場への招待費用

- (1) その人の勤続年数や地位などに照らして、世間一般で行われている金額以内であること。
- (2) 勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること。
- (3) 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があいっていること。

この三つの要件を1つでも満たしていなければ、原則として、支給した記念品などの時価や旅行や劇場への招待費用が、給与として課税される。

なお、記念品の支給や旅行や劇場への招待費用の負担に代えて現金を支給する場合には、その金額が給与として課税される。

(所基通 36-15、36-21~22、平元直法 6-1外)

議会事務局

図書の管理

III-31

議会事務局の保管図書のうち備品原簿上で把握している図書数と議会図書室で管理している図書数において、480冊の在庫誤差が生じていた。また、分類「語学」の現物実査を全点行ったところ約6% (24冊) が所在不明となっていた。

しかし、根本的な問題は図書の管理環境にある。図書の収納スペース上の問題から書棚に入りきらない図書の収納場所は、書棚の天板の上、本会議場地階のコンクリート小部屋、段ボール箱の中、紐で括られ床に平積み、といった保管状況であった。日常業務が非効率になるだけでなく、万が一の大地震等の災害時に書棚の倒壊や図書の落下の危険性もあるため、早急な対策が必要である。

現在、議事堂の補強改修に向けた計画が進行中ではあるが、大地震はいっ起きるか予測できないため改修工事完成までの期間の危機管理対策には早急に取り組む必要がある。

平成21年度10月26日の監査時点の議会図書室の保管図書数は23,570冊であったが、備品原簿上で把握している図書数と議会図書室とのあるべき図書数において、480冊の在庫誤差が生じていた。原因は20年度末の廃却処分冊数を備品原簿上で把握する図書数に反映していなかったためである。従って、21年度末時点において備品原簿上で把握する図書数と議会図書室のデータの整合性を一致させることが必要である。また、分類「語学」の現物実査を行ったところ約6% (24冊) が所在不明となっていた。

平成20年度 図書受入・除籍状況

一般図書

分類	0総記	1哲学	2歴史	3社会	4自然	5工学	6産業	7芸術	8語学	9文学	計
購入(備品費)	25	6	132	315	38	37	43	3	11	13	623
購入(消耗品費)	41	0	0	21	1	1	2	0	0	0	66
寄贈	7	0	0	26	0	3	10	0	0	0	46
年度計	73	6	132	362	39	41	55	3	11	13	735
除籍	-18	-6	-139	-74	-29	-10	-3	0	-1	0	-280
20年度末所蔵数	3,623	282	1,597	8,902	763	1,030	1,251	433	391	647	18,919
比率(%)	19.2%	1.5%	8.4%	47.1%	4.0%	5.4%	6.6%	2.3%	2.1%	3.4%	100.0%

(冊)

行政資料

分類	0総記	1哲学	2歴史	3社会	4自然	5工学	6産業	7芸術	8語学	9文学	計
受入(寄贈)	2	0	4	34	9	10	10	0	0	0	63
除籍											0
20年度末所蔵数	43	3	222	2,350	163	471	965	105	1	19	4,392
比率(%)	1.0%	0.1%	5.1%	54.2%	3.5%	10.9%	22.3%	2.4%	0.0%	0.4%	100.0%

合計 23,261

あるべき図書数 = 管理図書 + 平成21年4月～10月25日増加分 - 廃却図書

しかし、問題は図書の管理環境にある。現状、一人の担当司書が23,570冊の管理全般を行っている。購入する図書の選定から管理ラベルの記入・貼り付け、管理システムのデータ記入、日常の図書の出し入れ・整理、図書に関する問い合わせの電話応対等の広範に渡る作業を一人でやっている。さらに図書の収納スペース上の問題から書棚に入りきらない図書の収納場所は、書棚の天板の上(書棚の固定はされていない)、本会議場地階のコンクリート小部屋、段ボール箱の中、紐で括られ床に平積み、というような保管状況であった。日常的な図書の出し入れ・整理等が非効率だけでなく、万が一ではあるが、大地震等の災害時には書棚の倒壊や図書の落下の危険性がある。議事堂自体は耐震基準をクリアしているため倒壊の危険性は少ないとのことであるが、書棚自体の固定や書棚の天板上の図書の落下防止に関しては早急な対策が必要である。

県庁舎耐震化等整備基本計画の一環で議事堂の補強改修に向けた計画が進行中であり、議会図書室も議事堂地下室に整備される予定である。根本的な問題はこの補強改修工事により改善が期待されるが、大地震はいっ起きるか予測できないため、改修工事完成までの期間の危機管理対策には早急に取り組む必要がある。

また、議会図書室の図書を利用頻度・重要性等の観点から3～5段階で分類し、その中から不要図書(廃却予定)に加えて重要度が低くかつ1年以上未利用の図書の思い切った廃却を検討・実施するだけでも日常的に管理する図書の出し入れ・整理等の煩雑な業務の効率性が向上すると考えられる。

県会議員の規程・山梨県議会事務局職員服務規程が一部規程どおりに運用されていないので、遵守する必要がある。

- (1) 山梨県議会議員き章規程第3条で「き章は、議員に貸与する。」とあり第5条で「き章は、退職の場合は、これを返納しなければならない。」とあるが過去から現在までほとんど返納されたことはない。
- (2) 山梨県議会議員証発行要領1で「山梨県議会議長は、議員に対し、議員であることを証するため山梨県議会議員証を発行するものとする。」とあり、同要領5で「議員が、その身分を失ったときは、議員証を返還しなければならない。」としているが、過去から現在までほとんど返還を受けたことはない。
- (3) 山梨県議会事務局職員服務規程第4条5で「職員き章は、職員でなくなつたときは、すみやかに返納しなければならない。」とあるが、ほとんど返納されていない。同様のことは第5条身分証明書についても同じである。

山梨県議会提議第三編 議員、第四編 議会事務局の定めがあり、その中に規程・要領があるが、実際の運用は規程どおりになっていない。具体的規程・要領は次のとおりである。

山梨県議会提議に規程・要領があるものの適正に運用されていないもの

第三編 議員	
○ 山梨県議会議員き章規程	(昭和29年議会告示第1号)
○ 山梨県議会議員証発行要領	(平成15年制定)
第四編 議会事務局	
○ 山梨県議会事務局職員服務規程	(昭和43年議会訓令第2号)

規程・要領	規程の内容	不当な内容
○ 山梨県議会議員き章規程	第3条 き章は、議員に貸与する。 第5条 き章は、退職の場合は、これを返納しなければならない。	過去から現在までほとんど返納された実績がない。
○ 山梨県議会議員証発行要領	山梨県議会議員であることを証する議員証の発行については次によるものとする。 1～4省略 5議員が、その身分を失ったときは、議員証を返還しなければならない。	過去から現在までほとんど返還された実績がない。
○ 山梨県議会事務局職員服務規程	第4条 職員は、職務の執行に当たり、その身分を明確にし、職員としての自覚を保持するため、職員き章をつけなければならない。 2～4省略 5職員き章は、職員でなくなつたときは、すみやかに返納しなければならない。 第5条 身分証明書について 第4条の3～5が運用される。	過去から現在までほとんど返納されていない。現在まで過去から返納されていない。現在までほとんど返納されていない。

県議会議員相互の親睦を図る目的で経費は、すべて議員各自の負担とする「山梨県議会議員慶弔内規」は作成されているものの、県費で支払う県議会議員に係る慶弔関係には、慶弔規程がなく議長交際費として支出されている。議長交際費から支出する際には、従前から山梨県議会議員慶弔内規（経費は議員各自の負担）を準用し、生花等の提供及び香典については同内規の区分や過去の例に基づき、議長に相談し判断を仰いでいるが、県費で支払う慶弔関係こそ議長交際費慶弔執行基準を定める必要がある。

県費で支払う県議会議員に係る慶弔関係には慶弔基準がなく、議長交際費として支出されているが、慶弔基準を定めるべきである。

年月日	支出科目	金額	年月日	支出科目	金額
平成20年					
5月6日	51 県議御母堂 香典	30,000	9月3日	54 県議御夫君 香典	30,000
12日	51 県議御母堂 生花	15,000	2日	54 県議御夫君 生花	15,000
12日	51 県議御母堂 枕花	10,000	1日	54 県議御夫君 枕花	10,000
6月8日	52 県議御母堂 香典	30,000	10月4日	55 県議御母堂 香典	30,000
6月20日	52 県議御母堂 生花	—	4日	55 県議御母堂 生花	16,275
	52 県議御母堂 枕花	10,000	9月30日	55 県議御母堂 枕花	10,000
8月24日	53 県議御母堂 香典	30,000	平成21年		
8月7日	53 県議御母堂 生花	—	1月10日	56 県議御尊父 香典	30,000
	53 県議御母堂 枕花	10,000	10日	56 県議御尊父 生花	15,000
			19日	56 県議御尊父 枕花	10,000

(注) 52・53 議員の生花は辞退したとのことである。

(単位：円)

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

意見

今回、県が地方自治法第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものとして、社会福祉法人を監査対象としたものであるが、監査を実施していく過程において、直接的に財政的援助に係るものではないものの、社会福祉法人の運営にあたって、重要な事例として今後留意していただきたい事項が見受けられたので、外部監査人の意見として以下に記すものである。

(意見1)

社会福祉法人Aの設立認可されたときは、同法人の社会福祉医療事業団からの借入金の償還財源として総額4億2,049万円を同法人に贈与（贈与者8名）する贈与契約書を平成4年8月10日に締結しているが、平成21年12月末現在ほとんど不履行となっている。寄付が行われることを前提に法人の認可も行われており、当該贈与契約を解除するには所轄庁である山梨県への協議を得ない限りできないものと考えられる。従って、今後の借入金返済額も考慮し、平成22年度を含む向う3年間で総額1億円の贈与を実施することを理事会で決議し、履行してもらおうことが必要である。

社会福祉法人Aの設立認可を条件として、社会福祉医療事業団からの借入金の償還財源として、平成4年8月10日に総額4億2,049万円の贈与契約書が締結され、その後一部贈与契約書が変更された。

これとは別に平成10年度に社会福祉医療事業団からの借入金の償還財源として総額1億1,475万円の贈与契約書が締結され、その後一部贈与契約書が変更された。

贈与契約書の当初のものを示せば次のとおりである。

	平成5年借入分	合 計	平成10年借入分	合 計
贈与者	A	その他7名 8名	I	その他4名 5名
贈与承継者	B	その他7名 8名	J	その他4名 5名
平成5年	2,000,000 円	16,270,000 円	—	—
平成6年	41,100,000 円	344,380,000 円	積16年より 16,750,000 円	積11年より 41,307,000 円
平成21年	—	—	—	—
平成22年	7,500,000 円	50,360,000 円	6,980,000 円	15,180,000 円
平成24年	—	—	—	—
平成25年	—	—	9,360,000 円	25,200,000 円
平成30年	—	—	—	—
合 計	50,600,000 円	369,890,000 円	420,490,000 円	38,090,000 円
			38,090,000 円	81,667,000 円
				114,757,000 円

上記 ■ 部分の合計が114,560,000円であり、当該金額のうち80,000,000円が平成22年～平成24年の3年間に集中しており、当法人の資金繰りも悪化してきている。少なくとも贈与契約がほとんど履行されておらず、社会福祉法人Aの資金繰りがその都度大変となり、銀行から資金調達しなければ、事業の継続が難しくなっている。このことを打開するためにも、今までの贈与契約の約20%で今後の借入金の返済資金である約1億円について贈与契約を締結している贈与者で確実に贈与を実施してもらうことが重要と解する。

(意見 2)

平成 21 年 3 月期の決算書に計上されている建設仮勘定 689,244,270 円は、平成 20 年 8 月に完成し 9 月 1 日開業したショートステイ施設の設備投資支出額であり、既に引渡を受けているものがある。

第一に、会計上は既に引渡を受けているものであることから、土地及び建物などの科目に振替えを行い決算書における建設仮勘定は零としなければならない。第二に、本来 9 月から稼働している建物などの減価償却費計上がなされていない。第三に、建設仮勘定のうち 16,588,270 円の支出についてはその支出の根拠となる証拠書類がなく真実の取引内容が不明である。第四に、建物代金のうち建設会社ではなく社会福祉法人 B の役員が経営する株式会社 X X (以下、X X という。)に支払われた部分についての契約内容が明確でない。第五に、当初の建物請負契約は 451,206,000 円で契約書を締結していたにもかかわらず、契約書の書換などもなく、2,000 万円高い 471,206,000 円の金額が支払われている。

(1) 建設仮勘定の振替え

ショートステイ施設の土地及び建物などの固定資産は年度内に引渡を受けているものであることから、建設仮勘定から土地及び建物などの科目に振替えを行い、決算書における建設仮勘定は零としなければならない。

決算時に建設仮勘定がそのまま残ってしまった理由としては、証拠となる資料がない 16,588,270 円があったことから、振替えるべき勘定科目が判明しなかったことによる。

(2) 減価償却費の計上

ショートステイ施設は平成 20 年 9 月 1 日から開業していることから、開業日から決算日までの減価償却費を本来計上すべきであった。なお、建物を 471,206,000 円とし、鉄骨造で宿泊所用として 34 年耐用年数で計算すると 700 万円程度の減価償却費の計上が必要であった。

(3) 証拠となる資料のない 16,588,270 円の支出

この金額は、工事代金の不足額 2,656,000 円と共に平成 20 年 9 月 1 日に 19,244,270 円が支払われている。この支払いにあたっては、その根拠となる書類がなく何を根拠に支払をしているのか不明である。支出については合理的な根拠があるものについて支払うべきであり、証拠資料を受領してから支払手続をすべきである。

また、建設仮勘定を適正な勘定科目に振り替えるにあたっては、この支払の真実な内容が必要となることから、根拠資料を回収すべきであり、支払の根拠のない支出ならば、これについては建設会社に返金を求めるべきである。

(4) 建物代金の支払

建物代金 471,206,000 円のうち 382,300,000 円については建設会社ではなく社会福祉法人 B の役員が関係する X X という会社に支払われた。

支払日	支払先	支払金額 (工事請負契約部分)
平成 20 年 8 月 22 日	建設会社	88,906,000 円
平成 20 年 8 月 22 日	X X	382,300,000 円
合 計		471,206,000 円

社会福祉法人 B は、X X 市において建物を自己所有でなく賃借した形態でショートステイ施設を運営してきたが、38 床の数であったため利用者の希望に添えきれなくなり、X X 市の地に新たに 60 床のショートステイ施設を開業することになった。

ショートステイ施設の開設にあたっては、土地及び建物等の施設整備を社会福祉法人 B の役員が関係する X X が行い、社会福祉法人 B はこの施設を借り受けてショートステイ施設を運営することとしていた。このため、土地は X X が取得し、建設会社との工事請負契約についても X X が施主として建物完成間近に平成 20 年 7 月まで進められ請負代金の一部支払を済ませていた。

しかし、このような形態は全国的にも例をみないものであり、これを認めると他の法人からの同様の求めにも応じなければならない。福祉保健総務課から急遽、平成 20 年 7 月にあくまで社会福祉法人 B が土地及び建物等の所有者として進めていたべきとの指導を受けた。

このため、土地については X X から社会福祉法人 B が買い取りした。建設中の建物については、X X に対し、X X が建設会社に支払済みの 382,300,000 円を支払い、請負代金の残金 88,906,000 円を建設会社に支払って、平成 20 年 8 月 22 日に建物の所有権保存登記を行い県の指導に従った。

このような取引であったが、建物については社会福祉法人 B と建設会社の間で 451,206,000 円とした工事請負契約を締結しているのみで、X X との取引を証する契約書あるいは覚書などはなかった。

本来は、社会福祉法人 B、X X 及び建設会社の三社間においてその取引内容を証する契約書あるいは覚書を作成する必要があった。X X が工事代金の一部を支払った建設中の建物の工事請負契約を社会福祉法人 B が引き継ぎ、その代償として 382,300,000 円を支払うなどの旨を明確にしなければならない。

(5) 工事請負契約書の451,206,000円を20,000,000円超過した支払
 ××と建設会社との工事請負金額は451,206,000円であり、社会福祉法
 人Bと建設会社との工事請負金額も同額の451,206,000円であったにもか
 かわらず、結果的には、20,000,000円を超過しての支払いが建設会社に対
 してされていた。

契約者	請負金額	支払金額	超過額
××	451,206,000円		
社会福祉法人B	451,206,000円	471,206,000円	20,000,000円

(注)いずれも契約の相手方は同一の建設会社である。

この超過した支払いの理由について、社会福祉法人Bからは明確な回答
 を得ることができなかった。

〈建設仮勘定と支払先〉

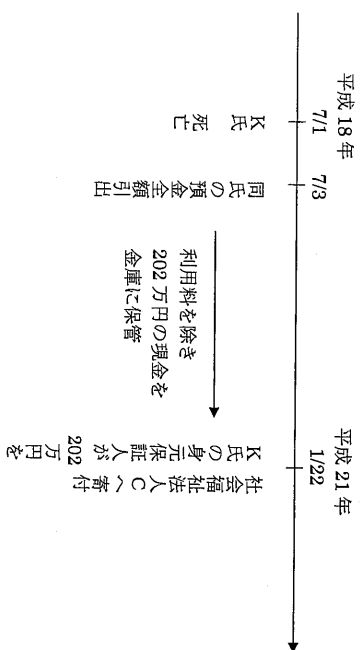
(単位：円)

取引先	内 容	契約金額等	支払先	内 容	支払金額		
××	土地代金	150,000,000	××	建設の請負 代金のうち ××支払分 と思われる。	382,800,000		
						建設代金の 残金	88,906,000
建設会社	建物代金	471,206,000	建設会社	工事代金	51,450,000		
						追加工事 (井戸)	51,450,000
建設会社	右の小計 16,588,270 円について は証拠とな る資料はな く、建設会社 で開いた内 容を記載	10,488,396	建設会社	証拠資料な く真実の内 容が不明で ある	16,588,270		
						支払利息	256,000
						印紙代	3,470,850
						登記手数料	46,700
						火災保険料	4,777
						為替手数料	1,572,400
						支払税金	21,943
						地鎮祭費用	27,204
						上模式費用	700,000
						内容不明分	
建設仮勘定合計金額	689,244,270	支払合計金額	689,244,270				

(意見3)

特別養護老人ホーム××荘に入所していたK氏が死亡し、翌々日同氏の預金
 を全額、相続人の許可なく身元保証人の了解のもとで引出し、その後引き出し
 た現金202万円を社会福祉法人Cへの寄付とすることは、法律上妥当ではない。
 会計処理上は寄付金収入から当該資金は預り金へ処理しなおすべきである。

特別養護老人ホーム××荘に入所していたK氏は、平成18年7月1日に死亡
 し、翌々日の平成18年7月3日に同氏の預金全額(2,548,568円)を身元保証
 人の了解のもとで引出し、利用料未収額等の522,986円を差し引き、差額の現
 金は金庫に保管していた。相続人である長男は所在不明とのことと、平成21年
 1月22日にK氏の身元保証人であるF氏の了解のもとで、現金2,025,583円
 が社会福祉法人Cに寄付され、平成20年度の決算報告書では、寄付金収入とし
 て計上されていた。



問題点

K氏の相続人がいる限り、K氏の遺産を相続人以外の身元保証人が処分する
 ことは法律上妥当ではない。違法と考える。

入所者預り金の管理については、法人に係る会計とは別途管理することが要
 求されている。(社会福祉法人会計基準の実施に当たったの運用上の留意事項)
 死亡した人の預金は原則として凍結されるが、今回の場合は引出しが可能であ
 った。この場合、法人の利用料等必要な資金は引出すとしても、全額を引出す
 ことはやめるべきである。

(意見 4)

社会福祉法人Dの基本財産である土地・建物の権利証がない。重要書類の管理に今後十分留意するとともに、不明中の権利証については一定の手続に従って、権利の回復を行う必要がある。

基本財産である土地・建物で、権利証がないものは次のとおりである。

- ① 山梨県甲府市××番地
××ホーム 敷地 (208.26 平方メートル)
- ② 山梨県甲府市××番地 コンクリートブロック造陸屋根 2階建
××ホーム 建物 1棟 (延 195.41 平方メートル)
- ③ 山梨県甲府市××番地 コンクリート造陸屋根 2階建
××センター 建物 1棟 (延 815.68 平方メートル)
- ④ 山梨県甲府市××番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2階建
建物 1棟 (延 143.10 平方メートル)
- ⑤ 山梨県甲府市××番地 1 所在の木造瓦葺 2階建
××センター建物 (149.97 平方メートル)

重要書類がないのは問題である。他の財産管理にも影響を与えるため、過去に遡って調査を行い、どうしても分からなければ、一定の手続を行う権利の回復を行う必要がある。

(意見 5)

社会福祉法人Eは、建物、構築物、什器備品等の固定資産について、減価償却が行われていない。

現在、固定資産の取得価額 261,029,402 円のすべて減価償却が行われていない。減価償却を正しく計算すれば、平成 22 年 3 月 31 日の帳簿残高は 112,154,851 円となり、その分固定資産の価額が過大に表示されている。

減価償却の件に関して、平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号で社会福祉法人会計基準が制定され、平成 12 年 4 月 1 日より適用することとされ、また厚生労働省の社援基発第 0731001 号で、平成 19 年度の税制改正において、減価償却制度の見直しが行われたため、一部計算方法を変更する旨の通知も行われている。平成 12 年 4 月に措置費(運営費)支弁対象施設のみを運営している法人については当分の間従来の会計処理によることができることとされているが、平成 21 年度から適正な決算報告書を作成する必要があると考える。

「社会福祉法人会計基準の制定について」平成 12 年 2 月 17 日第 310 号で、会計基準の骨格において、建物等の資産価値を適切に評価、表示するため、減価償却制度を導入することとした。と記載され、社会福祉法人会計基準第 26 条で次のように規定されている。

- (減価償却)
- 第 26 条 固定資産のうち、時の経過又は使用等によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行うものとする。
- 2 減価償却の方法は定額法によるものとする。
 - 3 減価償却を行う場合の耐用年数は、当該減価償却資産の種類、構造、用途及び細目の異なるごとに、適正に見積もるものとする。

さらに、厚生労働省の社援基発第 0731001 号(平成 19 年 7 月 31 日)で次のような通知が出され、山梨県からも各社会福祉法人に通知されている。

「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について、平成 19 年度の税制改正において減価償却制度の見直しが行われたことに伴い、通知を下記新旧対照表の通り改正し、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとした。

改正後(新)	改正前(旧)
取得価額及び残存価格 減価償却資産の評価額は取得価額とする。 また、残存価格は、以下のとおりとする。 ア 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存 価格は取得価格の 10%とする。耐用年数到来時において も使用し続けている有形固定資産については、さらに備 忘価格(1円)まで償却を行うことができるものとする。	取得価額及び残存価格 減価償却資産の評価額は取得価額と する。また、残存価格は、原則として、 取得価額の 1 割とする。

社会福祉法人Eの固定資産の概要

科目 内容	取得年月日	取得価額	耐用 年数	平成21年4月1日 期首帳簿価額	取得日から平成21 年3月31日までの 減価償却額	平成21年度 減価償却額	平成22年3月31 日の帳簿価額
本部合計							
建物							
鉄筋コンクリートA棟	昭和39.12.28	21,565,904	47年	21,565,904	18,930,510	427,004	2,208,390
鉄筋コンクリートA棟	昭和40.12.25	11,416,000	47年	11,416,000	9,794,893	228,036	1,395,071
鉄筋コンクリートA棟	昭和40.12.28	12,284,000	47年	12,284,000	10,539,663	243,223	1,501,114
鉄筋コンクリート造 B棟	昭和42.9.30	14,790,000	38年	443,702	—	147,899	295,803
鉄筋コンクリート造 C棟	昭和44.11.15	9,050,000	38年	271,502	—	90,499	131,003
鉄筋コンクリート造 D棟	平成6.3.31	1,330,000	38年	1,330,000	487,478	32,319	810,203
鉄筋コンクリート造 E棟	平成10.5.31	48,615,000	47年	48,615,000	10,508,132	962,577	37,144,291
鉄骨スレート造食堂棟	平成4.5.31	50,765,789	38年	50,765,789	20,868,535	1,233,608	28,663,626
プレハブ棟 倉庫	昭和60.1.17	320,000	7年	9,602	—	3,199	6,403
プレハブ棟 教養喫茶室	平成13.3.31	1,260,000	7年	37,802	—	12,599	25,203
建物付属設備							
電気・空調設備 食堂棟	平成4.5.31	11,445,154	15年	343,356	—	114,451	228,905
給排水 衛生設備 食堂棟	平成4.5.31	6,448,877	15年	193,463	—	64,488	128,980
電気・給排水衛生設備 C棟 調理室	平成6.3.31	942,200	15年	942,200	839,124	55,966	47,110
D棟 居間 仕切り設置	平成16.3.31	185,000	3年	5,552	—	1,849	3,703
非常階段 屋根	平成16.3.31	220,000	8年	220,000	125,812	24,750	69,438
給水管設備 管理棟 A棟 B棟	平成16.3.31	2,185,000	15年	2,185,000	659,760	129,789	1,395,451
排水管設備 B棟	平成16.3.31	510,000	15年	510,000	153,994	30,294	328,712
入浴場給湯設備	平成16.8.31	2,500,000	15年	2,500,000	693,000	148,500	1,658,500
構築物							
電源柱	昭和58.3.31	234,950	15年	7,049	—	2,349	4,700
オートボール場	昭和58.3.31	630,000	30年	630,000	489,982	19,278	120,740
外灯	平成4.6.30	1,561,480	10年	46,846	—	15,614	31,232
井戸設備	平成6年7.31	186,000	10年	5,582	—	1,859	3,723
量水器BOX	平成16.3.31	700,000	10年	700,000	249,480	41,580	408,940
器具及び備品							
シヤンブリテ食堂棟	平成4.5.31	1,100,000	15年	33,002	—	10,999	22,003
大広間廊下	平成4.6.30	430,000	5年	12,902	—	4,299	8,603
		200,675,334		155,074,238	74,340,363	4,045,028	76,698,847

1 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産
有形固定資産について償却計算を実施するための残存
価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から
備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するこ
とができるものとする。

ク 無形固定資産
無形固定資産については、当初より残存価額をゼロと
して減価償却を行うものとする。

(以下略)

(以下略)

(意見 6)

社会福祉法人Eの固定資産の概要

科目 内容	取得価額	耐用年数	期首帳簿価額 (以下中分類でまとめて記載することとする。)	取得日から	平成21年度	平成22年3月31日
				平成21年6月30日 までの減価償却額	減価償却額	現在の帳簿価額
経費老人ホーム会計						
建物付属設備						
23件	32,657,651	3年～15年	30,071,340	8,038,664	2,206,901	19,830,775
構築物						
13件	5,792,400	10年～20年	4,433,628	1,984,541	286,080	2,163,007
車両運搬具						
2件	3,119,550	4年～6年	2,634,988	—	442,535	2,192,453
器具及び備品						
66件	17,999,467	4年～20年	12,573,012	—	1,945,838	10,627,174
老人福祉センター会計						
建物付属設備						
4件	785,000	10年～15年	785,000	66,875	65,530	652,595
総合計	261,029,402	—	205,572,206	93,417,355	8,991,912	112,154,851

現 状		改善すべき表示と平成22年3月末の 帳簿残高			
科 目	取得価額	科 目	取得価額	平成22年3月 末の帳簿価額	
本部会計		本部会計			
建物	171,396,673	建物	171,396,673	72,231,107	
建物付属設備	23,036,231	建物付属設備	24,436,231	3,857,799	
固定資産物品	2,930,000	構築物	3,312,430	569,385	
その他の固定資産 (構築物)	3,312,430	器具及び備品	1,530,000	30,606	
経費老人ホーム会計					
固定資産物品	21,119,017	建物付属設備	32,657,651	19,830,775	
その他の固定資産 (建物等付属設備)	38,450,051	構築物	5,792,400	2,163,007	
		車両運搬具	3,119,550	2,192,453	
		器具及び備品	17,999,467	10,627,174	
老人福祉センター会計		建物付属設備	785,000	652,595	
その他の固定資産 (建物等付属設備)	785,000				
総合計	261,029,402		261,029,402	112,154,854	

- (1) 大学・短大からの学生受け入れに伴うお礼・実習費、入園・卒園のお祝、職員の退職感謝献金、保護者会からの献金等が収入計上されおらず、簿外で保管していた。
- (2) 延長保管代、コピー代、車を貸した時のお礼代等が収入計上されおらず、簿外で保管していた。
- (3) 5年程前の親子海水浴日当金が1人6,000円で9名分の54,000円(現金)未渡しのまま保管されていた。9名のうち6名は現時点では退職者である。
- (4) 施設を1回500円で貸した代金が、過去からの累計で32,000円あったが収入計上されおらず、簿外で保管していた。
- (1)(2)(4)については、雑収入又は寄付金収入として計上し、(3)については既に過年度経費として計上してあるので、本人に返却する必要はない。

(1) 大学・短大から学生の受け入れに伴うお礼・実習費として次のものがある。

T大学よりのお礼	10,000円 (現金)
M大学よりのお礼	24,000円 (現金)
K短期大学よりのお礼	10,000円 (現金)
Y大学よりのお礼	14,000円 (現金)
K短期大学(他)よりのお礼	35,000円 (図書券)
図書券	70枚×500円
図書カード	1枚×1,000円
小計	1,000円 (図書カード)

お祝金		退職感謝献金	
KK氏	5,000円	KA氏	20,000円
HT氏	5,000円	SN氏	20,000円
KK氏	3,000円		
ST氏	10,000円	保護者会よりのお祝金	
BA氏	10,000円		100,000円
BA氏	10,000円		10,000円
HT氏	5,000円		11,890円
MH氏	5,000円		
AO氏	5,000円		
小計			313,890円

(意見 7)

(2) 延長保育代、コピー代等の収入で、過去において収入に計上していなかった。金額は次のとおりである。
 延長保育代 28,400 円 (一部用品代は返却が必要である。)
 保育料 21 年 10 月分、11 月分 17,600 円
 コピー代 13,491 円
 小 計 59,491 円

(3) 5 年程前の親子海水浴日当代、1 人 6,000 円で 9 人分 54,000 円が未払のまま個人別封筒に現金を入れ保管されていた。未払の 9 人のうち退職者が 6 名で、現職の職員は 3 名であったが、原則としてすべて本人に返金すべきである。

退職職員	現職員	M氏	6,000 円
K 氏	6,000 円	S 氏	6,000 円
H 氏	6,000 円	E 氏	6,000 円
W 氏	6,000 円	合 計	54,000 円
K 氏	6,000 円		
M 氏	6,000 円		
I 氏	6,000 円		

(4) 施設の一部を貸すことによる収入で、過去において収入に計上していなかった金額が 82,000 円あった。これは、園の好意によるもので、代金は受領する意思がなかったが、相手先から 1 回 500 円受け取ってくれということとで、現在に至ったものである。また、キャンプ時に車を貸したときのお礼 2,000 円もある。小計 84,000 円

(5) その他

入園前備品代を園児より 2,190 円預っていたが、卒園後も預り金のまま簿外処理されていた。貴状を書いてくれた人へのお礼の商品券 10,000 円分について相手が受け取らなかったため残っているものもある。小計 12,190 円

(1)~(5)まですべて簿外で処理されており、一部現金が紛失しても事実関係を確認できない状況である。従って、(1)~(5)すべて 473,571 円を施設会計に入れて会計処理することが必要である。

最終的に社会福祉法人 F では、××銀行に 399,781 円、郵便局に 17,600 円を 21 年 12 月 18 日に預け入れた。(商品券・図書券・図書カードについては、園長先生に買い取っていただき、現金にしてお祝い・お礼等と合わせて入金した。)個人に返金すべき (3) の 54,000 円と (5) の 2,190 円の合計 56,190 円は郵送で返金する予定である。

社会福祉法人 G 全体で資金不足 (キャッシュフロー不足) が約 20 万円前後毎年発生している。これは、最近 (平成 16 年度、平成 17 年度、平成 19 年度) の設備資金等 203.5 百万円の市中金融機関からの借入金の返済資金及び平成 5 年度設備資金 788 百万円 (金利 4.6%) の独立行政法人福祉医療機構からの借入金の返済資金などが影響している。

このため、市中金融機関より平成 19 年度 3,000 万円の運転資金の借入及び理事長より平成 20 年度 7,000 万円の借入を履行した。今後中期計画において諸経費の見直し、及び人件費とくに賞与の年 4 ヶ月支払なども再検討を行い、経営の安定を期する必要がある。

社会福祉法人 G 平成 20 年度の会計単位毎の損益状況及び返済資金の概要は次のとおりである。

科目	××施設	子会 (短期入所)	××荘 (入所)	××苑	本部	××居宅	合計
利用料収入他	45,225	43,347	69,234	218,765	468,222	9,536	884,329
県からの補助金収入他	35,734	—	612	1,838	5,151	—	43,335
雑収入	1,600	284	818	2,455	97	59	5,317
合計 A	82,559	43,631	70,664	223,058	473,470	59	902,981
人件費	25,727	28,740	41,725	125,177	287,230	9,395	517,994
事務費	21,608	6,022	9,806	29,418	1,543	1,932	70,229
事業費	19,028	9,525	11,796	35,389	138,005	—	213,743
支払利息	6,423	1,002	701	2,104	20,497	51	30,778
その他	—	120	—	—	—	—	120
減価償却費	18,693	3,058	11,330	33,992	35,038	66	102,177
(うち減価償却費)	12,069	1,657	7,347	22,041	—	—	43,114
合計 B	79,310	46,810	68,011	204,039	480,770	1,594	891,927
A - B = C	3,249	3,179	2,653	19,019	7,300	1,535	11,054

借入金返済原資	C	3,249 <th>▲ 3,179 <th>2,653 <th>19,019 <th>▲ 7,300 <th>▲ 1,535 <th>▲ 1,953 <th>11,054 </th></th></th></th></th></th></th>	▲ 3,179 <th>2,653 <th>19,019 <th>▲ 7,300 <th>▲ 1,535 <th>▲ 1,953 <th>11,054 </th></th></th></th></th></th>	2,653 <th>19,019 <th>▲ 7,300 <th>▲ 1,535 <th>▲ 1,953 <th>11,054 </th></th></th></th></th>	19,019 <th>▲ 7,300 <th>▲ 1,535 <th>▲ 1,953 <th>11,054 </th></th></th></th>	▲ 7,300 <th>▲ 1,535 <th>▲ 1,953 <th>11,054 </th></th></th>	▲ 1,535 <th>▲ 1,953 <th>11,054 </th></th>	▲ 1,953 <th>11,054 </th>	11,054
減価償却費	6,624	1,401	3,983	11,951	35,038	—	—	66	59,063
合計	9,873	▲ 1,778	6,636	30,970	27,738	▲ 1,535	▲ 1,787	①	70,117

借入金返済額 ② 85,276
 資金不足額 ①-② ▲ 15,159

(意見 8)

平成 20 年度の借入金の概要と借入金元金返済額

金融機関名地	当初借入額	借入 年月日	金利	平成20年度 21年3月31日 元金返済額	
				元金返済額	残高
独立行政法人福祉医療機構	788,000,000	H5.8.26	4.6%	33,920,000	322,240,000
A	60,000,000	H11.10.19	2.875%	6,000,000	9,000,000
"	31,920,000	H15.7.7	2.65%	5,316,000	1,329,000
"	20,000,000	H16.8.31	2.9%	5,000,000	10,000,000
B	77,000,000	H16.10.5	2.875%	15,924,000	5,342,000
"	29,000,000	H17.12.28	2.8%	2,916,000	19,523,000
"	30,000,000	H19.3.30	2.75%	7,200,000	15,600,000
"	66,500,000	H19.7.3	2.7%	7,200,000	59,100,000
"	11,000,000	H19.7.3	2.7%	1,200,000	8,900,000
C	40,000,000	H20.7.16	1.0%	600,000	39,400,000
"	30,000,000	H21.1.7	2.0%	-	30,000,000
				85,276,000	520,434,000

社会福祉法人Hには、A施設、B施設、C施設の3施設がある。3施設とも建物の火災保険の付保額が低く、特にA施設については、平成10年4月完成の建物取得価額は12億円であるが、火災保険の付保額は2億円となっており、著しく付保額が低いため、万一火災にあった場合、再調達することが不可能な状況となっている。早急に保険の見直しが必要と考える。

社会福祉法人のA施設、B施設、C施設の概要は下記のとおりである。

施設名	取得年月	取得価額	付保額 (保険金額)	建物保険料 年額	動産 付保額
A施設	平成10年4月	12億63百万円	2億円	34,000円	ゼロ
B施設	昭和47年2月	65百万円 (再調達価額 約10億円)	3億 64百万円	49,868円	ゼロ
C施設	昭和56年4月 平成2年4月増設他	10億70百万円	4億 50百万円	98,550円	ゼロ
合計			10億 14百万円	182,418円	—

各施設の建物付保額が著しく低く、屋内設備・屋外設備には保険が掛けられていない。また、施設内のパソコン等の什器備品について動産保険が掛けられていない。このため、万一火災にあった場合には、建物の再調達が困難となるばかりか、屋内設備・屋外設備も再調達は不可能となる。さらに、建物内の什器備品の再調達も困難と言わざるを得ない。

社会福祉法人Hは、××法人の絶大なバックアップ、例えば無利息の設備資金借入金609百万円等があり、事業活動を行っていきうえに何らの問題もないのが現状である。(6百万円の赤字になっているものの、減価償却費が56百万円を差し引いたの赤字であるため、資金的には何ら問題はない。)

しかし、災害はいつやってくるかわからず、大きな火災になった場合、付保すべきものを適正な価額より著しく低い価額で保険に入っていれば、事業の継続が困難となることは必至である。

現状、不慮の事故のための年間火災保険料は、3施設で18万円程であるが、どの施設も施設を利用している人及び職員にとっても大切な場所であるため、施設の再調達が可能なような付保額とするよう十分検討する必要がある。

(意見 9)

社会福祉法人の経営適正化のための合併・事業譲渡等による再編が必要

山梨県の社会福祉法人は、規模の小さいものから大きいものまで全部で 226 法人あり、経営成績・財政状態も良好なものから、相当悪化した資金繰りが大変なものまである。また、施設も老朽化しているが建替えの資金を捻出するのが困難な法人もある。このような中で、入居者及び施設を利用している者、さらに法人に勤務している者が安定して快適な生活をする事が出来るよう将来を見据えた対応を行う必要がある。具体的には、経営適正化のため法人間の合併・事業譲渡等による再編が山梨県に課された課題であり、高齢化社会に突入している現代において避けて通ることは出来ない課題と解する。

山梨県の社会福祉法人は、同族的経営・世襲的経営が行われている規模の小さいところが多く、このため一部経営が不効率となっているため、規模の経済の享受が受けられていない。

施設整備は補助金と寄付が前提となっているが、補助金の見直しが行われ、社会福祉法人の施設整備も今後は困難になってくると思われ、施設運営を多角的見地から行える経営者が不在であることも社会福祉法人の課題である。

このような中で、高齢者・認知症の増加、一人世帯の老人の確実な増加、施設の老朽化が進行している。社会環境が変化してきている現状において創造的破壊の過程を長期的に継続し続けることが重要であり、そのためには、組織(社会福祉法人)の内部の創造的破壊の過程及び組織毎の創造的破壊の過程も必要である。従って、今後社会福祉法人の経営適正化のため法人間の合併・事業譲渡等による再編の必要性が山梨県に課された課題であると解する。経営の適正化に向けた取り組みで山梨県内で既に着実に実行している組織として J A(農業協同組合)がある。当初、山梨県に農協は数十近くあったが、現在ではその都度農協毎に不良債権等処理し、投入すべき増資等も行いある程度健全性を確保して合併を繰り返し、11 農協となっている。山梨県の農協は最終的には 1 つにするという J 1 に向けた取り組みが行われている。

J A(農協)と同じに考える必要はないが、弱体化した経営者不在の資力に乏しい社会福祉法人は、他の優良な社会福祉法人と合併することにより、規模の経済を享受することが可能であり、一方で入居者及び施設で働く職員も快適で安心した生活が出来るよう将来を見据えた対応を山梨県は推進することが必要である。

(意見 10)

社会福祉法人会計基準では、決算報告書に「会計方針の注記」をすることに なっているが、会計基準に反して、まったく行われていない法人が多数ある。 法人が採用した会計方針等を記載することは、決算報告書が、会計基準に準 拠して作成されているかを判断するため必要不可欠であるので、会計方針の注 記を記載する必要がある。

社会福祉法人会計基準第 5 章計算書類の注記第 40 条において次のように規定 されている。

(会計方針等の注記)

第 40 条 社会福祉法人は、計算書類に次の事項を注記しなければならない。

- 一 資産の評価方法及び引当金の計算基準等計算書類作成に関する重要な会計方針(注 16)
 - 二 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及び当該変更による影響額
 - 三 基本財産の増減の内容及び金額
 - 四 第 32 条及び第 34 条第 2 項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
 - 五 担保に供されている資産の種類及び金額並びに担保している債務等の種類及び金額
 - 六 会計年度末日から計算書類作成日までの間に発生した後発事象で、翌会計年度以後の財政及び活動の状況に重要な影響を与える事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以後の財政及び活動の状況に与える影響額(注 16)
 - 七 その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項(注 17)
- 2 前項の規定による注記は、貸借対照表の次に記載して行うものとする。

上記を基に会計方針の注記を記載してみると次のようになる。

注 記

- 1. 重要な会計方針
 - (1) 貯蔵品の評価方法 最終仕入原価法
 - (2) 有価証券の評価方法 個別原価法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給与引当金 職員の退職金の支給に備えるため、「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」及び、「山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当共済制度」について、共済契約者掛金累

計額により計算した退職給与引当金を計上しております。

②賞与引当金
職員の賞与の支給に備えるため、当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上しております。

③徴収不能引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、正常債権については、過去の徴収不能額の平均発生率によるほか、個別に債権の回収可能性を検討して徴収不能引当金を計上しております。

(4) 減価償却の方法
有形固定資産
平成 19 年 3 月 31 日以前
取得分は旧定額法
平成 19 年 4 月 1 日以後
取得分は定額法
無形固定資産 定額法

2. 重要な会計方針の変更
平成 19 年度の税制改正において減価償却制度の見直しが行われたことに伴い、平成 19 年 7 月 31 日付け社援基発第 0731001 号「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について（厚生労働省課長連名通知）が发出され、減価償却資産の存在価格を次のように変更した。
有形減価償却資産については、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産にかかる残存価格は取得価格の 10%とし、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産にかかる残存価格はゼロとし、取得価格から備忘価格（1 円）を控除した金額に達するまで償却する。

3. 基本財産の増加
建物 (××××) ××円
土地 (×××用敷地) ××円

4. 基本金及び国庫補助金等特別積立金の取り崩し

××施設を××へ譲渡したことに伴い、基本金××円及び国庫補助金等特別積立金××円を取崩した。

5. 担保に供されている資産の種類及び金額
基本財産建物 ××円
基本財産土地 ××円
担保している債務の種類及び金額
設備資金借入金 ××円

6. 重要な後発事象

※上記の他、社会福祉法人会計基準 97 条第 1 項第 2 項において、減価償却の累計額、徴収不能引当金の記載方法は、貸借対照表の脚注とすると規定されている。

脚注

1. 減価償却費の累計額 ××円
2. 徴収不能引当金の額 ××円

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番